# CHINA REPORT 2022年度 コラム 1 ルギー自動車(NEV 国の政策動向 コラム2 多国間の枠組みの下での との金融協力 (株) 野村資本市場研究所 北京事務所 関根 栄 「総体国家安全観」に基づく 法による情報流通 投資関連制度情報 外商投資に関する規定の改正 新公布法令·改正法令情報



CHINA REPORT

# JBIC中国レポート



#### 03 コラム1

## 新エネルギー自動車 (NEV) をめぐる中国の政策動向

日立総合計画研究所 リサーチフェロー 真家 陽一

#### コラム 2

多国間の枠組みの下での中国と -ラシア大陸諸国との金融協力

(株) 野村資本市場研究所 北京事務所 首席代表 関根 栄一

#### コラム3

「総体国家安全観」に基づく データ三法による情報流通規制と 情報デカップリング

村尾 龍雄

- 投資関連制度情報 *37* 外商投資に関する規定の改正
- 新公布法令·改正法令情報
- バックナンバーのご紹介 *51*

#### 《今号の表紙:上海市外環状線建設プロジェクト(I期工事)》

JBICの前身たる日本輸出入銀行は、1998年11月、上海市外環状線建設プロジェク ト第1期工事の支援を目的に、中国銀行(中国政府)との間で、2億米ドルを限度とす る事業開発等金融の貸付契約を締結。多数の日本人が居住する地区のインフラ整備 に貢献するともに、中国華東地域の輸送・物流の拡大・効率化を図ることで本邦企業 の中国における経済活動等を支援。

## コラム1

## 新エネルギー自動車(NEV) をめぐる中国の政策動向



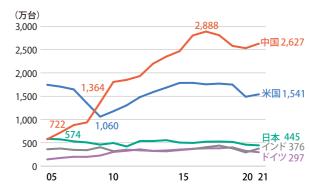
名古屋外国語大学 外国語学部 中国語学科 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー

1985年、青山学院大学経営学部卒業。2001年、日本貿易振興会 (ジェトロ、現・日本 貿易振興機構) 入会。海外調査部中国北アジア課長、北京事務所次長等を経て、2016

# はじめに:「自動車大国」

中国の自動車産業は1978年の改革開放政策へ の転換以降、目覚ましい発展を遂げてきた。国際自 動車工業連合会 (OICA) によれば、自動車販売台 数は2006年に722万台と日本を抜いて世界第2位、 2009年には1,364万台と米国を上回って世界第1位 となった。以後、2021年まで13年連続で首位を維 持している (図表1)。

#### 図表1 世界の国別自動車販売台数の推移



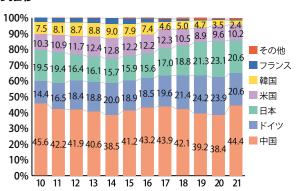
(出所) 国際自動車工業連合会 (OICA) の公表資料を基に作成

世界最大の自動車市場となった中国だが、国別乗 用車販売台数のここ10年余りのシェアの推移を見る と、外資系企業が過半を占める状況が続いており、

中国企業は4割前後にとどまっている(図表2)。

また、中国企業が世界市場で売れる自動車を生産 できるようになったわけではない。2020年の乗用 車 (HSコード:8703) の輸出は99億ドルにとどまる 一方、輸入は4.5倍の449億ドル、貿易収支は350億 ドルの赤字と圧倒的な輸入超過だ(図表3)。中国 政府自身が指摘しているように、「自動車大国」で はあるが「自動車強国」とは必ずしもいえない状況 にある。

#### 図表2 中国における国別乗用車販売台数のシェア の推移



(出所) 中国自動車工業協会の公表資料を基に作成

#### 図表3 中国の乗用車貿易の推移



(出所) IHS Markit 「Global Trade Atlas」を基に作成

しかし、2021年になると、輸出が前年比2.5倍の 244億ドルと急増、貿易赤字も65億ドル減の285億 ドルに減少した。この背景にあるのが、電気自動車 (EV) をはじめとする新エネルギー自動車 (NEV) の輸出拡大だ。

そして、中国政府が現在、最も産業育成に力を 入れているのがNEVである。中国がNEVの発展に 並々ならぬ意欲を見せるのは、ガソリン車では日米 欧企業に勝てないものの、次世代のNEVであれば リープフロッグでグローバルスタンダードを握り、 輸出産業に育成することが可能だからだ。急速な 経済発展を背景に、中国では既存の産業分野を飛 び越えて、次世代の産業が先行して成長を遂げる ケースがある。固定電話を待たずして急速に普及し た携帯電話は代表的な事例だが、中国は自動車で もNEVでグローバルマーケットのリーダーを目指し ている。加えて、中国は経済安全保障の観点からは 原油の輸入依存度 (2021年は72.2%) の低下、深刻 化する大気汚染対策の視点からはPM2.5の発生抑 制など、いわば [一石三鳥] の効果が期待できるこ ともあり、NEVの普及に注力している。

本稿はこうした状況を踏まえ、まず、「ローマは一 日にして成らず」ということで、中国政府が30年以 上にわたって推進してきた自動車産業政策につい て、NEVを中心に概観する。次に、中国のNEV政策 の成果を国内販売と輸出に分けて検証する。その上 で、今後の課題と注目点を検討することで、NEVを

めぐる中国の政策動向を包括的に考察していくこと を目的とする。

## I. 中国の自動車産業政策 の推移

はじめに、改革開放政策への転換以降の中国 の自動車産業政策を概観し、その中でどのような NEV政策が推進されてきたのかを確認していこう (図表4)。

#### 図表4 中国の自動車産業政策の推移

時期	概要
1986 年	3月、「第7次5ヵ年計画(1986~90年)」が「自動車製造業を重要な基幹産業にする」方針を提起
1994 年	3月、国務院が中国初の自動車産業政策となる「自動車工業産業政策」を公表
2004 年	6月、国家発展改革委員会が「自動車産業発展政策」を 公表
2009 年	3月、国務院が「自動車産業調整振興計画」を公表
2010 年	10月、国務院が「戦略的新興産業の育成と発展の加速 に関する決定」を公表
2012 年	7月、国務院が「省エネルギー・新エネルギー自動車産 業発展計画 (2012~2020年) 」 を公表
2014 年	7月、国務院が「新エネルギー自動車の普及加速に関する指導意見」を公表
2015 年	4月、財政部など中央政府4部門が「新エネルギー自動車の普及に向けた財政支援政策に関する通知 (2016~2020年)」を公布5月、国務院が「『中国製造2025』に関する通知」を公表
2017 年	4月、工業情報化部など中央政府3部門が「自動車産業中長期発展計画」を公表 9月、工業情報化部など中央政府5部門が「乗用車企業の平均燃費と新エネルギー車のクレジット並行管理弁法」を公布 12月、財政部など中央政府4部門が「新エネルギー自動車車両購入税免税に関する公告」を公布
2018 年	4月、国家発展改革委員会が自動車産業における外資出 資規制を2022年までに撤廃することを公表
2020 年	4月、財政部など中央政府3部門が「新エネルギー自動車の車両購入税免税政策に関する公告」を公布4月、財政部など中央政府4部門が「新エネルギー自動車の普及に向けた財政補助政策の整備に関する通知」を公布6月、工業情報化部が「乗用車企業の平均燃費と新エネルギー車のクレジット並行管理弁法」の改訂版を公布9月、財政部など中央政府5部門が「燃料電池自動車のモデル応用の展開に関する通知」を公布11月、国務院が「新エネルギー自動車産業発展計画(2021~2035年)」を公表
2022 年	9月、財政部など中央政府3部門が「新エネルギー自動車の車両購入税免税政策の継続に関する公告」を公布

(注) 赤字はNEVの発展に特に重点をおいた産業政策 (出所)中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト、各種資料 を基に作成

## 1. 先進工業国に遅れてスタート した自動車産業政策

#### 1) 「第7次5ヵ年計画」で基幹産業 にする方針を提起

中国は1986年3月に開催された全国人民代表大 会(全人代、国会に相当)で採択された「第7次5カ 年計画(1986~1990年)」において「自動車製造業 を重要な基幹産業にする」との方針を提起した[1]。 しかし、当時の生産・技術力は大幅に遅れており、 同計画での目標は「1990年に自動車牛産を56万 台、技術性能を先進工業国の80年代初めの水準に 到達させる」にとどまっていた。

#### 2) 中国初の自動車産業政策 「自動 車工業産業政策 | を公表

1992年の鄧小平氏の「南巡講話」を契機に、中 国は自動車産業においても外資導入を積極的に推 進すべく、1994年3月に国務院が初の自動車産業政 策となる「自動車工業産業政策」を公表した[2]。同 政策では「20世紀末までに自動車産業の強固な基 盤を構築し、さらに2つの5力年計画を経て、2010 年までに国民経済の基幹産業となり、その他の関 連産業の急速な発展を牽引する」という方針が掲げ られた。すなわち、中国政府は当時、自動車産業が キャッチアップするには十数年の時間がかかるもの と認識していたことになる。

同政策では、外資との合弁企業を通じて技術導 入を図るべく、「外国企業は中国において同種の自 動車製品について、2社を超える合弁・合作企業を 設立してはならない」(第29条)、「自動車、オート バイ完成車およびエンジン製品を生産する中外合 弁・合作企業の中国側持分比率は50%を下回って はならない」(第32条)などの規制が設けられた。

## 3) WTO加盟に伴い「自動車産業発 展政策 | を公表

2001年の世界貿易機関 (WTO) 加盟に伴い、外 資系企業の中国進出が加速する中、国家発展改革 委員会は2004年6月、「自動車産業発展政策」を公 表した(1994年に公表した自動車工業産業政策は 廃止) [3]。同政策は「自動車産業の構造調整と再編 を推進し、企業の規模と収益を拡大し、産業の集中

度を高め、市場競争を通じて国際競争力のある大 型自動車企業グループを形成し、2010年までに世界 トップ500企業入りを目指す」(第4条)との目標が定 められた。

他方、「中外合弁・合作企業の中国側持分比率は 50%以上」、「同一外国企業が設立できる合弁・合 作企業は2社以下」(第48条)といった規制は継続 されることとなった。

### 2. リーマンショックを契機に NEVの振興に取り組む

#### 1) 自動車産業調整振興計画でNEV 関連目標を提起

2008年9月のリーマンショックを契機として、世 界的な景気後退が急速に進む中、中国政府は同年 11月、需要面の対策として、インフラ関連投資を中 心とした4兆元の大型景気刺激策を打ち出した。ま た、2009年1~3月には、供給面の対策として、国務 院が主要10大産業 (鉄鋼、自動車、繊維、設備製 造、造船、電子情報、軽工業、石油化学、非鉄金属、 物流) の調整振興計画 (2009~2011年までの3年 間) を策定した<sup>[4]</sup>。同計画は、1年目は困難な状況に 直面している業界を救済しつつ、その後の2年間で 企業再編や技術革新により構造調整を図ることが 方向性となっていた。

自動車産業調整振興計画では、①2009年の自動 車生産・販売量1,000万台超、3年間の年平均成長 率10%、②生産・販売規模200万台超の大型自動車 企業を2~3社、100万台超の自動車企業グループを 4~5社設立、市場シェア計90%超の自動車企業グ ループ数を10社以内、③NEV生産能力50万台、乗用 車販売台数全体に占める割合5%前後などの目標 が掲げられた[5]。

また、政策措置として、自動車の内需拡大を図る べく、1,600cc以下の少排気量乗用車に対する車両 購入税(車両価格の10%)の5%減税、農村部での 自動車購入に対する補助金の支給、旧車の廃車・買い替えへの財政補助などの措置が打ち出された。

さらに、自主ブランド、新エネルギー自動車の開発について、技術進歩・技術改良の専用資金として、中央政府から3年間で100億元を支給することや、中央財政からの補助金により、省エネルギー・新エネルギー自動車の普及を推進することなどが挙げられた。

この一環として、科学技術部、財政部、国家発展改革委員会、工業情報化部は2009~2012年にかけて「十城千輌プロジェクト」を共同で実施し、多額の補助金を投入して、10都市以上で1,000台規模のNEVの普及を目指した。同プロジェクトは当初の目標を達成できず、事実上失敗に終わったと評価されているが、リーマンショックを契機に、中国はNEVの振興に本格的に取り組むようになったといえよう。

#### 2) 「戦略的新興産業」の1つに位置付け

国務院は2010年10月、「戦略的新興産業の育成と発展の加速に関する決定」を公表<sup>[6]</sup>。①省エネルギー・環境保護、②次世代情報技術、③バイオ、④ハイエンド設備製造、⑤新エネルギー、⑥新素材、⑦新エネルギー自動車(NEV)の7大産業を戦略的新興産業として重点的に育成・発展させ、国内総生産に占める割合を2015年までに8%前後、2020年までに15%前後に向上させ、省エネルギー・環境保護、次世代情報技術、バイオ、ハイエンド設備製造を国民経済の基幹産業、新エネルギー、新素材、NEVを国民経済のリーディング産業とする目標が打ち出された。

国家発展改革委員会の張暁強副主任(当時)は 「前回の『4兆元の大型景気刺激策』と『10大産業 調整振興計画』は内需拡大とインフラ建設強化とい う視点に立ち、伝統産業の建て直しを見据えたも のだったが、今回の『戦略的新興産業計画』は新興 産業プロジェクトにシフトしている」との見解を示し ていた「77]。

#### 3) 初のNEV政策「省エネルギー・ 新エネルギー自動車産業発展計 画」を公表

国務院は2012年7月、初のNEV政策となる「省 エネルギー・新エネルギー自動車産業発展計画 (2012~2020年) | を公表した<sup>[8]</sup>。

計画は「新エネルギー自動車は新型動力システムを採用し、完全あるいは主に新型エネルギーに依存して駆動する自動車を指し、本計画では主にEV、PHV(プラグインハイブリッド自動車)およびFCV(燃料電池自動車)が含まれる。省エネルギー自動車は内燃機関を主要動力システムとし、総合的な使用条件下での燃料消費量が次段階の目標値よりも優れている自動車を指す」と定義した上で、「省エネルギー・新エネルギー自動車の開発は自動車の燃費を低減し、燃料需給の矛盾を緩和し、排気ガスを削減し、大気環境を改善し、自動車産業の技術進歩と最適化・高度化を促進するための重要な措置」と指摘した。

また、計画は2015年までにEVとPHVの生産販売台数を累計50万台、2020年までに、EVとPHVの生産能力を200万台、生産・販売台数を累計500万台超に到達させ、FCV、自動車用水素エネルギー産業を国際レベルに発展させることを主要目標として打ち出した。

この一環として、公共サービス分野の省エネルギー・新エネルギー自動車、個人の新エネルギー自動車購入に対して補助金を支給し、公共機関による省エネルギー・新エネルギー自動車の調達規模を段階的に拡大するなどの支援政策が掲げられた。

## 3. 習主席の提起によりNEVで 自動車強国を目指す

# 1)「新エネルギー自動車の普及加速に関する指導意見」でNEV振興が加速

習近平国家主席は2014年5月、上海汽車集団を 視察した際、「新エネルギー自動車の発展は、我が 国が自動車大国から自動車強国へと進むために必 ず通らなければならない道だ。研究開発力を強化 し、市場を真剣に研究し、政策を適切に活用し、さ まざまな需要に適応した製品を開発し、それを強靭 な成長点にしなければならない」と提起した<sup>[9]</sup>。

この習主席の提起は、2009年頃から本格的に取り組み始めた中国のNEV振興をさらに加速させることとなった。事実、2カ月後の2014年7月には、国務院が「新エネルギー自動車の普及加速に関する指導意見」を公表[10]。指導意見は「省エネルギー・新エネルギー自動車産業発展計画(2012~2020年)」を全面的に実施し、新エネルギー自動車の普及を加速させるため、「純電気駆動を新エネルギー自動車の発展における主要な戦略的方向性とし、EV、PHV、FCVを重点的に発展させることで、NEV産業の健全で急速な発展を促進する」ことを基本方針として掲げた。

この一環として、①要件に合致するEV、PHV、FCVの購入者に対する補助金支給、②NEVの普及規模が大きく、関連インフラの建設が比較的良好な都市や企業に対する充電施設建設のための奨励金支給、③EV、PHV、FCVに対する車両購入税免税といった政策措置が打ち出された。また、交通渋滞を緩和するために自動車の購入や通行を制限する措置を講じる場合には、NEVに対して優遇や便宜を与えなければならないことも規定された。

#### 2) 「中国製造2025」 における10大 重点分野の1つに指定

国務院は2015年5月、「『中国製造2025』に関する通知」を公表<sup>[11]</sup>。「製造大国」から「製造強国」への転換という戦略目標の実現を目指し、10大重点分野の1つに「省エネルギー・新エネルギー自動車」を掲げ、「EV、FCVの開発を引き続き支援し、自動車の低炭素化、情報化、スマート化のコア技術

を掌握し、動力電池、駆動モーター、高効率内燃機 関、先進トランスミッション、軽量化材料、スマート 制御などのコア技術のエンジニアリングと産業化 能力を向上させ、部品から完成車まで整備された 工業体系、イノベーション体系を形成し、自主ブラン ドの省エネルギー・新エネルギー自動車を世界トッ プレベルへ向上させる」との方針を打ち出した。

## 3) 2025年に向けて「自動車産業中長期発展計画」を公表

工業情報化部、国家発展改革委員会、科学技術部は2017年4月、2025年までの自動車産業政策となる「自動車産業中長期発展計画」を公表した[12]。

計画は「現在、次世代情報通信、新エネルギー、新素材などの技術と自動車産業の融合が加速し、産業エコシステムが変革し、競争構造が全面的に再構築され、中国の自動車産業は構造転換・高度化、大国から強国への転換に向けた戦略的好機の時期に入っている。党中央、国務院の製造強国建設に関する戦略的計画を実施し、自動車強国の建設を推進するため、本発展計画を制定した」と謳っている。

また、計画は「新型工業化と都市化の加速、海外の新興自動車市場の発展に伴い、中国の自動車生産台数は2020年に約3,000万台、2025年に約3,500万台に達する」との見通しを示した上で、「製造強国戦略の実施と『一帯一路』建設は産業の発展に重要な支援と発展の機会を提供している。『一帯一路』建設は海外における発展ルートをより円滑化し、沿線市場の開発をより便利にし、自動車産業が優位性のあるその他の産業と連携したグローバル体制、国際発展を実現するメカニズムの形成を加速させる」と強調。「一帯一路」との連携も図りながら海外市場の開拓を推進していく戦略も提起した。

## 4. 需要と供給の両面からNEV 政策を本格化

#### 1) 需要面のNEV政策

#### ①補助金支給

財政部、科学技術部、工業情報化部、国家発展改革委員会は2015年4月、「新エネルギー自動車の普及に向けた財政支援政策に関する通知(2016~2020年)」を「新エネルギー自動車の普及加速に関する指導意見」(2014年7月)に基づいて公布した<sup>[13]</sup>。通知は2016~2020年に引き続き新エネルギー自動車の普及に向けた補助政策を実施するが、補助基準は2016年基準に比較して、2017~2018年(20%、2019~2020年に40%低下させるとした。

また、財政部、工業情報化部、科学技術部、国家発展改革委員会は2020年4月、「新エネルギー自動車の普及に向けた財政補助政策の整備に関する通知」を公布<sup>[14]</sup>。補助金は2022年末まで延長されるが、支給額は前年比で2020年が10%、2021年が20%、2022年が30%削減、補助台数は年間200万台を上限、補助金の支給対象自動車の販売価格は30万元以下とされた。

他方、FCVに対しては補助金の対象外とし、中央財政は基盤・積極性・特色があり、重要部品の技術研究開発と産業化を展開するモデル都市を選択して奨励金を与える政策に調整することが示された。

#### ②車両購入税免税

財政部、国家税務総局、工業情報化部、科学技術部は2017年12月、「新エネルギー自動車車両購入税免税に関する公告」を公布し、新エネルギー自動車の車両購入税を2018年1月から2020年12月末まで免除するとした<sup>[15]</sup>。また、財政部、国家税務総局、工業情報化部は2020年4月、「新エネルギー自動車の車両購入税免税政策に関する公告」を公布し、2021年1月から2022年12月末まで車両購入税免税を延長<sup>[16]</sup>、さらに2022年9月には「新エネルギー自動車の車両購入税免税政策の継続に関する公告」を公布し、2023年末まで再延長した<sup>[17]</sup>。

#### ③FCV向け報奨金

財政部、工業情報化部、科学技術部、国家発展改革委員会、国家エネルギー局は2020年9月、「燃料電池自動車のモデル応用の展開に関する通知」を公布した<sup>[18]</sup>。通知は「FCVに対する補助金政策をモデル応用支援政策に調整し、条件に合致する都市群が重要コア技術の産業化とモデル応用を展開することに対して報奨金を与え、FCV発展の新モデルを形成する」としている。

通知が公表された背景として、財政部は「中央財政は2009年以来、消費者に補助金を支給する方式を採用し、FCVの発展を支援してきたが、中国のFCV産業は依然としてコア技術と基幹部品の欠如、企業のイノベーション能力の低さ、水素施設の建設の難しさなどの際立った問題に直面していることから、中国のFCV産業の持続的で健全、科学的で秩序ある発展をより良く推進するため、政策の調整と最適化が必要になった」と説明している[19]。

モデル期間は暫定的に4年間とされ、選定された都市群は、FCVの普及や水素エネルギー供給などの目標の達成状況に応じて換算されるポイントに基づいて報奨金が支給される仕組みとなっている。原則として1ポイントにつき10万元、上限は1万7,000ポイントとなっていることから、最大で17億元の報奨金が支給されることになる。モデル都市群は、第1次として2021年8月に京津冀(北京・天津・河北)、上海、広東、第2次として2021年12月に河北、河南が選定されている。

### 2) 供給面のNEV政策

## ①乗用車企業の平均燃費と新エネルギー車の クレジット並行管理弁法

工業情報化部、財政部、商務部、海関総署、国家 質量監督検験検疫総局は2017年9月、「乗用車企業 の平均燃費と新エネルギー車のクレジット並行管 理弁法」を公布した(施行は2018年4月)<sup>[20]</sup>。弁法 は乗用車生産企業に対して、①CAFC (Corporate Average Fuel Consumption) 規制 (ガソリン消費 1リットル当たりの平均走行距離) および②NEV強制化率規制 (生産・輸入台数に占めるNEVの比率) のいわゆる 「ダブルクレジット規制」を導入、燃費やNEVの生産台数等が一定基準を達成できなかった自動車メーカーに、他社の余剰クレジットの購入を求めることとなった。

2020年6月には改訂版が公布され<sup>[21]</sup>、2021年 1月から施行された。改訂版によると、NEV強制化 率規制は2019年が10%、2020年が12%、2021年 が14%、2022年が16%、2023年が18%とされた (2024年以降は工業情報化部が別途公布予定)。 他方、CAFC規制をクリアした車種は「低燃費車」と 定義され、2021年、2022年、2023年の生産・輸入 台数は、それぞれ0.5倍、0.3倍、0.2倍として、クレ ジットの算出が優遇されることとなった。

#### ②自動車産業における外資出資規制の撤廃

国家発展改革委員会は2018年4月、自動車産業における外資出資規制を2022年までに段階的に撤廃することを公表した[22]。第1段階として、2018年内にNEV、第2段階では、2020年に商用車の外資出資規制を撤廃。第3段階となる2022年には乗用車の生産における外資出資比率および合弁相手を2社までとする規制が撤廃され、自動車産業は2022年に全面的に外資に開放されることとなった。

## 5. 2035年を展望した「新エネルギー自動車産業発展計画」を 推進

国務院は2020年11月、「新エネルギー自動車産業発展計画(2021~2035年)」を公表した[23]。計画は2012年7月に公表された「省エネルギー・新エネルギー自動車産業発展計画(2012~2020年)」の後継となるもので、「省エネルギー」が政策名から削除され、NEVを重点的に発展させていく意向が示された。

計画は全8章で構成され(図表5)、2035年まで の中長期的な中国のNEV政策を包括的に網羅した 羅針盤といえるものであり、そういう意味で、中国の NEV政策を正確に把握するには、計画の内容を詳 細に検討する必要があると考えられる。

## 図表5 新エネルギー自動車産業発展計画 (2021 ~2035年) の構成

第 1 章		第1節	世界経済の発展に新たな活力を注ぐ 新エネルギー自動車			
	発展の 趨勢	第2節	加速的発展の新たな段階に入る中国の 新エネルギー自動車			
		第3節	新エネルギー自動車の発展の新たな 特徴となる融合・開放			
第		第1節	全体構想			
第 2 章	全体計画	第2節	基本原則			
草		第3節	発展ビジョン			
	4+/±- / I	第1節	「三縦三横(3つの垂直と3つの水平)」 研究開発配置の深化			
第 3 章	技術イノ ベーショ ン能力の 向上	コラム1	新エネルギー自動車コア技術 難関攻略プロジェクト			
章		第2節	共通技術イノベーション プラットフォームの建設加速			
		第3節	業界の公共サービス能力の向上			
		第1節	エコロジー主導型企業の発展支援			
Arte.	新型	第2節	基幹システムの イノベーション応用の促進			
第	産業エコ	コラム2	車載OSエコシステム構築行動			
4 章	システムの構築	コラム3	動力電池の高効率な リサイクルシステムの構築			
		第3節	スマート製造レベルの向上			
		第4節	品質安全保障の強化			
		第1節	新エネルギー自動車と エネルギーの融合発展の推進			
第	産業 融合発展 の推進	第2節	新エネルギー自動車と 交通の融合発展の推進			
第 5 章		第3節	新エネルギー自動車と 情報通信の融合発展の推進			
		第4節	標準との連携とデータ共有の強化			
		コラム4	スマートシティ新エネルギー 自動車応用モデル行動			
		第1節	充電・交換ネットワーク構築の 強力な推進			
第 6	インフラ 体系の 整備	第2節	スマート道路ネットワーク施設 建設の協調推進			
章		第3節	秩序ある水素燃料供給体系の構築推進			
		コラム5	スマートインフラサービス プラットフォームの構築			
第	開放·協力	第1節	開放・交流協力の拡大			
第 7 章	の深化	第2節	グローバルバリューチェーンへの 統合加速			
		第1節	産業管理改革の深化			
第	保障	第2節	政策法規体系の整備			
8章	体障 措置	第3節	人材チームビルディングの強化			
	100	第4節	知的財産権保護の強化			
		第1節	組織連携の強化			
(.4	(出所) 国務院 「新丁ネルギー自動車産業発展計画 (2021~					

(出所) 国務院「新工ネルギー自動車産業発展計画 (2021~2035年)」 (2020年11月) を基に作成

### 1) 計画制定の背景

計画は「『省エネルギー・新エネルギー自動車産

業発展計画(2012~2020年)』の公表以降、中国 はEV戦略の方向性を堅持し、NEV産業の発展は大 きな成果を収め、世界の自動車産業の発展の転換 における重要な力の一つとなった」と評価した。他 方、計画は「中国のNEVの発展は、コア技術のイノ ベーション能力が低く、品質保障体系の改善が必 要とされ、インフラ整備は依然として遅れており、 産業エコシステムが整備されておらず、市場競争が 日増しに激化しているなどの問題に直面している」 と指摘した上で、「NEV産業の質の高い発展を促進 し、自動車強国の建設を加速するため、本計画を制 定した」としている。

#### 2)全体構想

計画は第2章 「全体計画 | の第1節 「全体構想 | に おいて「供給側構造改革の深化を主軸とし、電動 化、コネクテッド化、スマート化の発展の方向性を 堅持し、新エネルギー自動車発展国家戦略を踏み 込んで実施し、融合によるイノベーションを重点と し、重要な基幹技術をブレークスルーし、産業の基 礎能力を高め、新型の産業エコシステムを構築し、 インフラ体系を整備し、産業の発展環境を最適化 し、中国の新エネルギー自動車産業の質の高い持 続可能な発展を促進し、自動車強国の建設を加速 する」との方針を掲げている。

### 3) 発展ビジョン

計画は第2章 「全体計画」の第3節 「発展ビジョ ン」において「2025年までにEVの平均消費電力 を12.0kWh/100kmに低減し、新車販売に占める NEVの割合を20%前後に向上させた上で、2035 年までにEVが新車販売の主流となり、公共分野で 使用される自動車が全面的に電動化されるほか、 FCVの商用化および高度自動運転自動車 (ICV: Intelligent Connected Vehicle) の大規模化を実 現する」などの方向性を示している (図表6)。

図表6 新エネルギー自動車産業発展計画 (2021 ~2035年) の発展ビジョン

## ●動力電池、駆動モーター、車 ●NEVのコア技術が国際的な し、安全レベルが全面的に 向上。

- E V の 平 均 消 費 電 力 が 12.0kWh/100kmに低減。
- ●新車販売台数に占めるNEV ●FCVの商用化およびICVの の割合が20%前後に向上。
- ンでの高度自動運転自動 車 (ICV) の商業化応用を
- 性が向上。
- 載のSなどの基幹技術が重 先進レベルに到達し、品質・ 大なブレークスルーを果た ブランドが比較的強い国際 競争力を備える。
  - ●EVが新車販売の主流とな り、公共分野で使用される 自動車が全面的に電動化。
- 大規模化を実現。 ●限定区域および特定シー ●充電・電池交換サービスネッ トワークの利便性と効率を 向上させ、水素燃料供給体
- 系の構築を着実に推進。 ●充電・交換サービスの利便 ●省エネ・排出削減のレベル および社会運行効率の向上 を効果的に促進。

(出所) 国務院 「新エネルギー自動車産業発展計画 (2021~ 2035年)」(2020年11月)を基に作成

#### 4)5つの戦略任務と保障措置

計画は第3章から第7章において、①技術イノベー ション能力の向上、②新型産業エコシステムの構 築、③産業融合発展の推進、④インフラ体系の整 備、⑤開放・協力の深化の5つの戦略任務を提起し ている(図表7)。

また、計画は第8章「保障措置」に関して、第1節 「産業管理改革の深化」では「市場メカニズムの 役割を十分に発揮させ、優勝劣敗を促進し、優位性 のある企業の合併・再編を支援し、強大化を図り、 産業集中度をさらに高める」ことを求めている。さ らに、第2節「政策法規体系の整備」において「NEV 関連の税制優遇政策を実施し、分類交通管理お よび金融サービスなどの措置を最適化し、公共施 設の充電スタンド建設に対する財政支援の提供や NEVの駐車・充電などに対する優遇政策の供与を 奨励する」ことを謳っている。

#### 図表7 新エネルギー自動車産業発展計画(2021 ~2035年) の5つの戦略任務の主な内容

	戦略任務	主な内容
1	技術イノ ベーショ ン能力の 向上	完成車と部品の両方を重視し、①EV、②PHV、 ③FCVを「三縦」とし、完成車集積技術イノベーションを強化する一方、①動力電池・制御システム、②駆動モーター・パワーエレクトロニクス、 ③コネクテッド化・スマート化技術を「三横」とし、基幹部品の技術供給体系を構築。
2	新型産 業エコシ ステムの 構築	エコシステム主導型企業を牽引役とし、自動車 OSの開発応用を加速し、動力電池の高効率循環 利用体系を構築し、品質と安全保障を強化し、相 互融合共生、分業協力、利益共有の新型産業エ コシステムの形成を推進。
3	産業融合 発展の 推進	NEVとエネルギー、交通、情報通信の全面的な融合を推進し、エネルギー消費構造の最適化、交通体系とスマートシティのレベル向上を促進し、産業協同発展の新たな枠組みを構築。
4	インフラ 体系の 整備	充電・電池交換、水素供給などのインフラ建設 を加速し、相互接続レベルを高め、ビジネスモ デルの刷新を奨励し、良好な使用環境を構築。
(5)	開放・協力の深化	開放融通・互恵ウィンウィンの協力観を実践し、研究開発・設計、貿易・投資、技術標準などの分野の交流・協力を深化させ、国際競争に積極的に参与し、国際競争力を向上。

(出所) 国務院 「新エネルギー自動車産業発展計画(2021~ 2035年) | (2020年11月) を基に作成

## Ⅲ. 中国の新エネルギー自 動車政策の成果

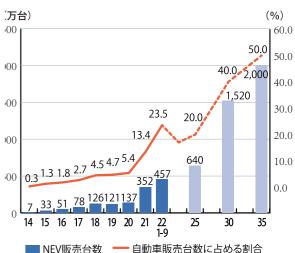
ここまで概観してきたように、中国はNEVの普及 を図ることで、「自動車大国」から「自動車強国」に 転換すべく、供給と需要の両面からさまざまな政策 措置を講じてきた。それでは、中国政府のNEV政策 は実際にどのような成果を上げているのであろう か。国内販売と輸出に分けて、その成果を検証して みよう。

### 1. 国内販売の動向

2015年に販売台数が33万台、自動車販売台数に 占める割合もわずか1.3%にすぎなかったNEVは着 実に販売台数を増加させており、2021年は前年比 2.6倍の352万台と急増、7年連続で世界第1位とな り、自動車販売台数に占める割合も13.4%に達した (図表8)。なお、2021年のNEVの販売台数を車種 別に見ると、EVが292万台 (シェア82.8%) と大半 を占め、次いでPHVが60万台 (同17.1%) となって いる。他方、FCVはわずか0.2万台でシェアも0.1% にすぎない。

2022年1~9月期のNEVの販売台数は、前年同期 比2.1倍の457万台と、すでに2021年通年の販売台 数を超え、自動車販売台数に占める割合も23.5% と、「新エネルギー自動車産業発展計画(2021~ 2035年) | において設定された [2025年に20%前 後」という政府目標を上回っている状況にある。中 国自動車工業協会は2022年通年では650万台に達 すると予測している[24]。中国のNEV市場は政策主 導から需要主導による普及期に入り、普及率がクリ ティカルマスに達した可能性も考えられる[25]。

#### 図表8 中国の新エネルギー自動車販売台数の推移



(注1) 政府目標は2025年の自動車販売台数の占めるNEVの 割合 (20%前後) のみ。その他のNEV販売台数および自動車販 売台数の占める割合の予測は中国自動車工程学会 (中国の自 動車専門家組織)が2020年10月に公表した「省エネルギー・新 エネルギー自動車技術ロードマップ2.0」による【26】

(注2) 左目盛りがNEV販売台数、右目盛りが自動車販売台数 に占める割合

(出所)中国自動車工業協会および中国自動車工程学会の公 表資料を基に作成

市場拡大に加えて注目されるのが中国系NEV メーカーの技術力向上だ。特に「比亜迪(BYD) | は、高いコストパフォーマンスが評価されており、 英調査会社LMCオートモーティブによれば、中国の 2022年上半期 (1~6月) の新工ネ乗用車販売台数 で米テスラなどを抜き首位となった。BYDは1995 年、広東省深圳市でバッテリーメーカーとして創 業、2003年に地場メーカーを買収して自動車事業に参入した。著名投資家ウォーレン・バフェット氏が投資する中国企業としても知られる。中国進出日系企業からは「NEVとしての商品力は日系を上回る」との声もあり、現地ではBYDをはじめ中国系NEVメーカー台頭への警戒感が高まりつつある。

#### 2. 輸出動向

自動車強国に向けて、中国は国内だけでなく海外でも中国ブランド自動車の販売を拡大し、グローバルなプレゼンスを拡大しようとしており、2021年の輸出台数は前年比2.0倍の202万台と初めて200万台を超えた。このうち、NEVは3.0倍の31万台となり、15.4%のシェアを占めた(図表9)。

2022年の1~9月期の輸出台数は前年同期比55.5%増の212万台となり、すでに2021年通年の輸出台数を更新するなど好調が続いている。このうち、NEVは2.0倍の39万台と倍増、シェアは18.4%を占め、2021年通年を3.0ポイント上回った。

#### 図表9 中国の自動車輸出台数の推移



(注1) NEVの輸出台数は2021年から公表 (注2) 左目盛りが輸出台数、右目盛りが伸び率 (出所) 中国自動車工業協会の公表資料を基に作成

## むすびに代えて: 今後の課 題と注目点

中国ではNEVの国内販売および輸出が2021年頃から急速に拡大しているが、今後の発展に向けた課題は少なくない。2022年3月に北京で開催された「中国電動自動車百人会ハイレベルフォーラム(2022)」において「277」、基調講演を行った工業情報化部の辛国斌副部長は「供給の質、支援条件、安定運行などの面ではまだいくつかの課題が存在しており、真剣に検討し、解決していく必要がある」と指摘した。その上で、辛副部長は「工業情報化部は質の高いNEV産業の発展に向けて、①支援政策体系の整備、②融合・革新発展の加速、③普及・応用の強化、④品質・安全レベルの向上、⑤産業発展環境の最適化という5つの重点活動を実施していく」と表明した(図表10) [28]。

#### 図表10 質の高いNEV産業の発展に向けた工業 情報化部の5つの重点活動

	項目	概要
1	支援政策 体系の 整備	産業発展の新段階で直面する問題に対する系統的な研究を強化し、ダブルクレジット管理弁法を改正・整備し、自動車産業のグリーン・低炭素発展ロードマップを編成。
2	融合・革 新発展の 加速	新体系電池、車載チップ、車両用OSなどの重要技術の研究開発と産業化を加速し、「車両・道路・ネットワーク・クラウドマップ」の統合開発を推進。
3		引き続き車載チップの供給保障、電池交換モデルの試行、FCVの試行などの業務を行い、公共分野の車両全面電動化都市の試行を開始し、充電・電池交換インフラの建設を協同で推進。
4	全レベル	標準法規体系を整備し、ICV参入試行を着実に 推進し、NEV企業安全体系建設指導意見を公 布・実施。
(5)	産業発展 環境の最 適化	国内資源開発の進捗を適度に加速し、不正競争 行為を取り締まり、重要な原材料の合理的な価格 への是正を推進。統一的な計画配置をさらに強化 し、盲目的な投資や重複建設を抑制。

(出所) 中国電動自動車百人会ハイレベルフォーラム (2022) における辛国斌・工業情報化部副部長の発言を基に作成

今後の注目点としては、国内消費が低迷する中、 2022年末で終了予定となっている補助金が延長されるのか、「2025年に20%前後」を政府目標として設定していた自動車販売台数に占めるNEVの割合が 2022年1~9月期に23.5%に達する中、目標の引き上げがあるのか(中国政府は上方修正を検討している との情報もある)、2024年以降は工業情報化部から 別途公布予定となっているNEV強制化率も含めて、 ダブルクレジット管理弁法がどのように改正される のか、といった点が挙げられる。加えて工業情報化部 は現在、「自動車産業のグリーン・低炭素発展ロードマップ」を編成しているが、その内容は今後の中国の NEV政策を占う意味でも非常に重要となるだけに、 動向を注視していく必要があろう。

- 【1】 中国改革情報庫 (http://www.reformdata.org/2012/1205/21992.shtml)
- 【2】 法律図書館「国務院『自動車工業産業政策』に関する通知」(http://m.law-lib.com/law/law\_view.asp?id=57739&page=1)
- 【3】 国家発展改革委員会ウェブサイト (https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/200506/t20050614\_960627. html?code=&state=123)
- [4] 10大産業調整振興計画の概要については、ジェトロ「緊急調査レポート 『中国政府による景気刺激策と効果、日本企業のビジネスチャンスとリスク』 報告書」 2009年8月 (https://www.jetro.go.jp/world/reports/2009/07000102.html) などを参照。
- 【5】 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト (http://www.gov.cn/zwgk/2009-03/20/content 1264324.htm)
- [6] 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト (http://www.gov.cn/zwgk/2010-10/18/content 1724848.htm)
- [7] 「人民網日本語版」2010年6月8日 (<a href="http://japanese.china.org.cn/business/txt/2010-06/08/content\_20210906.htm">http://japanese.china.org.cn/business/txt/2010-06/08/content\_20210906.htm</a>)
- 【8】 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト (http://www.gov.cn/zwgk/2012-07/09/content 2179032.htm)
- [9] 「新華網」2014年5月24日 (http://www.xinhuanet.com/politics/2014-05/24/c 1110843312.htm)
- 【10】中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト (http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-07/21/content\_8936.htm)
- 【11】中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト (http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/19/content 9784.htm#)
- 【12】工業情報化部ウェブサイト (https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/zbgy/art/2020/art 52eeb9d6f2bf484398fc25 05e747afc9.html)
- 【13】中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト (http://www.gov.cn/xinwen/2015-04/29/content 2855040.htm)
- 【14】中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト(http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-04/23/content 5505502.htm)
- 【15】 国家税務総局ウェブサイト (http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2985330/content.html)
- 【16】国家税務総局ウェブサイト (http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5148808/content.html)
- 【17】国家税務総局ウェブサイト (http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n371/c5181733/content.html)
- [18] 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト (http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-09/21/content\_5545221.htm)
- 【19】財政部ウェブサイト (<a href="http://jjs.mof.gov.cn/tongzhigonggao/202009/t20200918\_3591172.htm">http://jjs.mof.gov.cn/tongzhigonggao/202009/t20200918\_3591172.htm</a>)
- 【20】工業情報化部ウェブサイト (http://www.miit-eidc.org.cn/art/2017/9/28/art 109\_3639.html)
- 【21】工業情報化部ウェブサイト (https://www.miit.gov.cn/jgsj/zbys/qcgy/art/2020/art 53028bfc49574a46a786972e5f3 57fb0.html)
- 【22】 国家発展改革委員会ウェブサイト(https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/jd/jd/201804/t20180417\_1182847.html?code=&state=123)
- 【23】中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト (http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-11/02/content\_5556716.htm)
- 【24】中国自動車工業協会ウェブサイト (http://www.caam.org.cn/chn/3/cate\_17/con\_5236364.html)
- 【25】 商品やサービスの普及率が一気に跳ね上がる分岐点を指し、1962年に米国の社会学者、エベレット・ロジャースが初めて提唱した。クリティカルマスに到達する普及率は一般的には16%とされる。
- 【26】中国自動車工程学会ウェブサイト (http://www.sae-china.org/news/society/202010/3957.html)
- 【27】産官学の連携によるEVの発展を目標として2014年5月に発足。毎年フォーラムを開催し、NEV政策などを議論している。
- 【28】工業情報化部ウェブサイト (https://www.miit.gov.cn/xwdt/gxdt/ldhd/art/2022/art\_a08ec14c39024a5489bef02a43

## コラム2

## 多国間の枠組みの下での 中国とユーラシア大陸諸国 との金融協力



#### 関根 栄一

(株) 野村資本市場研究所 北京事務所 首席代表

1991年に日本輸出入銀行 (現・国際協力銀行) 入行、財務部、北京事務所等を経て、 2006年5月に野村資本市場研究所に入社、2010年7月より現職。

## I. はじめに

2022年9月14日~16日、中国の習近平国家主席 は、中央アジアの2ヵ国を訪問した。2020年1月17 日~18日のミャンマー訪問以来、同年の世界的な新 型コロナウィルス流行以降、約2年8ヵ月ぶりの習主 席の海外訪問となった。訪問した2ヵ国のうち、1ヵ 国はカザフスタンで、習主席が2013年9月に訪問し た際に(後述する)「一帯一路」 構想の陸上ルート を初めて提唱した国でもある。もう1ヵ国はウズベキ スタンで、サマルカンドで開催された第22回上海協 力機構(Shanghai Cooperation Organization、 略称SCO) 首脳会議 (9月15日~16日) に出席し、併 せて露プーチン大統領との間で個別に首脳会談も 行った。両首脳の会談は、2022年2月4日の北京冬 季五輪開幕式に合わせてプーチン大統領が訪中し て以来、今年2回目であり、同年2月24日のロシア軍 によるウクライナへの武力侵攻後、初めての中露首 脳会談となった。

中国政府は、現在進行中のウクライナ紛争下で も、SCOのように、ユーラシア大陸を舞台とした西 側先進諸国が加わらない多国間 (マルチ) の協力枠 組みに参加し、金融協力を進めている。マルチの中 での中国とユーラシア大陸諸国との金融協力は、時期の早い順に、江沢民政権時代のSCO、胡錦涛政権時代の(後述する) BRICS首脳会議、習近平政権時代の「一帯一路」構想の中で進められてきた。

マルチの協力枠組みでの金融協力の柱の一つが、 自国通貨建て決済の拡大である。中国政府として は、人民元の越境取引をユーラシア市場との間でも 進め、人民元国際化を進める意図があると考えら れ、マルチでの合意事項に基づき、実務協力が二国間 (バイ) で進められてきた。 ユーラシア大陸諸国のう ち、特に中露間では、人民元・ルーブル間の直接交換 取引、中央銀行間による人民元建て通貨スワップ契 約の締結、ロシアにおける人民元クリアリング銀行 (中国工商銀行のロシア現地法人) の指定といった 他の西側先進諸国と同様の実務協力が進められてい る[1]。ウクライナ紛争発生後も、中国政府としては口 シアとの通常の経済・貿易関係を維持する一方、中国 の金融機関によるロシア向け金融取引は慎重に行わ れている模様である。本稿では、ウクライナ紛争発 生後の中露関係も意識しながら、ユーラシア大陸を 舞台とした三つのマルチの協力枠組みの中で、金融 分野の合意事項がどのように形成され推移してきて いるかを見ていくこととする (図表1)。

## Ⅱ. 上海協力機構 (SCO) の下での金融協力

## 1. 旧ソ連邦の解体を契機として創設された上海協力機構

SCOとは、1996年4月26日、旧ソ連の解体により 生じた中国と中央アジア各国の国境周辺での不安 定な情勢を協議し、「国境地区における軍事分野の 信頼強化に関する協定」(上海協定)の調印を目的 に、中国、ロシア、カザフスタン、キルギス、タジキス タンの5カ国の首脳が集まった「上海ファイブ」会合 を前身とするものである。2001年6月15日のSCO設 立の際には、ウズベキスタンも加わり、計6ヵ国で発 足した。

SCOの事務局は北京市に置かれ、元首級の首脳会議と首相級の会議(首相会議)が年1回、加盟国の持ち回りで行われている。その後、2017年6月にはインド、パキスタンがSCOに正式加盟し、計8カ国となった。2022年9月には、イランが正式に加盟し、ベラルーシの正式加盟に向けた手続きも始められた(計10カ国)。

図表1 多国間 (マルチ) の枠組み下での中国の ユーラシア大陸諸国との金融協力

時代 区分	時期	主な出来事	上海協 力機構 (SCO)	BRICS 首脳 会議	「一帯 一路」 構想
	1996年 4月	上海ファイブ会合	0	-	-
	2001年 6月	上海協力機構 (SCO)創設	0	-	-
	2005年 10月	SCO銀行連合体 創設	0	-	_
2014年 3月以前	2009年 6月	第1回BRICs首脳 会議 (4ヵ国)	ı	0	-
	2011年 4月	第3回BRICS首脳 会議 (5ヵ国)、 BRICS国家銀行協 カメカニズム発足	ı	0	-
	2012年 6月	SCO発展基金・ SCO開発銀行の 創設提唱	0	_	-
	2013年 9月	中国、「シルクロー ド経済ベルト」 建設構想を提唱	_	_	0
	2013年 10月	中国、「21世紀海 上シルクロード」 構想を提唱	1	-	0
	2014年 7月	新開発銀行(NDB) 設立・緊急時外貨 準備相互融通制度 (CRA)の覚書調印	_	0	-
	2014年 9月	中国・ユーラシア経 済協力基金の創設	0	ı	-
	2014年 10月	(参考) 二国間: 中露通貨スワップ 契約締結	ı	1	_
	2014年 12月	シルクロード基金 の創設	_	_	0
	2015年 3月	「一帯一路」 構想 ビジョン公表	_	_	0
2014年 3月以降	2015年 5月	経済連合建設の連結・協力に関する 共同声明」に調印	-	-	0
	2016年 1月	アジアインフラ投 資銀行(AIIB)開業	1	_	0
	2017年 4月	「一帯一路」共同 建設展望公表	-	_	0
	2017年 5月	第1回 「一帯一路」 ハイレベルフォー ラム開催	-	_	0
	2017年 7月	(第Ⅱ期)調印	-	-	0
	2017年 9月	BRICS自国通貨建て 債券基金の創設提唱	_	0	_
	2019年 4月	第2回「一帯一路」 ハイレベルフォー ラム開催	-	-	0

(注) 2014年3月は、ロシアによるクリミア併合が行われた時期。 (出所) 中国外交部、各種資料より野村資本市場研究所作成

## 2. 上海協力機構銀行連合体の 創設

2001年6月に設立されたSCOの下には、上海協力機構 (SCO)銀行連合体と呼ばれる多国間の金融協力の枠組みがある。2005年7月5日の第5回首脳

会議 (カザフスタン、アスタナ) で、加盟国は、域内の協力プロジェクトに融資支援を提供するために銀行間協力の強化に同意した。その後、同年10月26日、第4回首相会議 (ロシア、モスクワ) 時に、加盟国は「上海協力機構銀行連合体協力協定」に調印し、各国の政府系金融機関による同連合体が発足した。中国からは国家開発銀行、ロシアからはロシア開発対外経済銀行 (VEB) が参加している[2]。

SCO銀行連合体に関し、国家開発銀行は、2022年6月末時点で、他の連合体メンバー行・パートナー行とプロジェクト63案件について協力し、累計で146億ドルの貸出を実行している。また、国家開発銀行は、2018年6月9日~10日の第18回首脳会議(中国、青島)時に、連合体メンバー行・パートナー行向けに300億元相当の特別貸出枠を設定した。融資協力は、基礎インフラの域内相互接続、産業生産能力協力、金融、中小企業及び民生等の重点分野に及んでいる<sup>[3]</sup>。続いて、2022年初に、国家開発銀行は、300億元規模の第2期特別貸出枠を設定し、質の高い「一帯一路」向け重点分野プロジェクト共同構築を支援している<sup>[4]</sup>。

2022年8月23日には、SCO銀行連合体理事会第 18回会議がオンライン形式で開催された(ホスト はウズベキスタン対外経済活動銀行)。同会議で、 メンバー行は「SCO銀行連合体メンバーによるSCO 域内経済協力への支援・発展に関する中期共同アク ションプラン(2022-2027年)」及び「SCO銀行連 合体による金融協力展開の枠組みに関する原則」に 調印している<sup>[5]</sup>。

## 3. 銀行分野以外の金融協力の枠組み

SCOの下でのマルチの金融協力には、以下のような枠組みや協力案件がある。

一つ目は、SCO財政部長・中央銀行総裁会議である。同会議は、2008年9月の米国発グローバル金融

危機を機に、同危機による不利な影響が加盟国に 及ぶのを回避し、加盟国の持続可能な発展に向け た重点関心事項を討議するため、2009年12月に第 1回会議が開催された。

二つ目は、域内での専用基金の設立と開発銀行の設立である。前者はSCO発展基金、後者はSCO開発銀行と呼ばれ、2012年6月6日~7日の第12回首脳会議(中国、北京)で設立に向けた検討を行うことで合意したものの、合意から10年が経過した2022年の本稿執筆時点においても具体的な進展は見られていない。

## 4.2014年3月以降の協力案件及び協力枠組み

#### 1) 「中国・欧亜経済協力基金」の設立

2014年3月のロシアによるクリミア併合以降の協力案件の一つ目が、中国政府による「中国・ユーラシア経済協力基金」(英文名称はChina-Eurasian Economic Cooperation Fund)の設立である。2013年11月の第12回首相会議(ウズベキスタン、タシュケント)での李克強総理からの提唱後、2014年3月の上記併合を経て、同年9月12日の第14回首脳会議(タジキスタン、ドゥシャンベ)の際、習近平国家主席が同基金の設立を宣言した。同基金の当初規模は10億ドルで、最終的に50億ドルまで拡大する計画である。主要な出資者は、中国輸出入銀行(政府系金融機関)と中国銀行(国有商業銀行)である。

主な投資分野として、エネルギー資源と加工、農業開発、物流、基礎インフラ、IT、製造業等の、ユーラシア地区の開発優先順位の高い産業が想定されている。具体的な案件として、パキスタン・タール炭田の火力発電所(330MW×2基)への投資事例が中国輸銀のウェブサイトで紹介されている<sup>[6]</sup>。同発電事業は、中国機械設備工程株式有限会社とパキスタンEngroグループ等の合弁によって行われ、中国・パキスタン経済回廊<sup>[7]</sup>の優先プロジェクト実施リスト第1弾に記載されている。

#### 2) 自国通貨建て決済の促進

二つ目が、貿易・投資における自国通貨建て利用シーンの研究・拡大である。自国通貨建て決済の利便性を向上させるため、二国間では、2014年10月、中国人民銀行(中央銀行)とロシア連邦中央銀行(ロシア中銀)は、1,500億元(8,150億ルーブル相当)の人民元建て通貨スワップ協定を締結している。

また、自国通貨建て決済の拡大について、マルチでは、2020年10月30日にSCO銀行連合体理事会が「SCO域内における自国通貨使用の拡大に関するSCO銀行連合体としての共通の立場」に調印した。続いて、同年11月10日の第20回首脳会議(オンライン形式、ロシアがホスト)では、「SCO財政部長・中央銀行総裁会議が同年9月24日に『SCO加盟国の自国通貨建て決済比率の拡大に向けた路線図』に合意した」ことを引用し、場合によっては専門家グループを設け検討するとした。

2021年9月16日~17日の第21回首脳会議 (タジキスタン、ドゥシャンベ) では、自国通貨建て決済の促進に加え、加盟国間の決済カードシステムのオペレーション・支払い・金融管理監督面での経験交流の今後の可能性についても言及した。

## 5.2025年までのSCOの金融協力の枠組み

SCOにおける金融協力の枠組みの全体像は、 2015年7月10日の第15回首脳会議 (ロシア、ウファ) で採択された 「SCO・2025年に向けた発展戦略」 にも盛り込まれている [8]。

同発展戦略の下で、まず、中国の提唱する(後述の「一帯一路」 構想の陸上ルートを対象とした) シルクロード経済ベルト構想は、SCO加盟国エリアの経済協力を推進する手段の一つとして有利な条件を創り出しているとのコンセンサスに達したとしている。 次に、金融協力では、第一に、SCO開発銀行と

SCO発展基金の設立を継続して検討していくとしている。第二に、SCO企業家委員会とSCO銀行連合体の参画による経済・貿易協力では、イノベーション分野を優先してプロジェクトを選択・実施していくとしている。第三に、金融分野の協力を強化し、経験・情報を交換し、加盟国の金融サービス市場で投資誘致、支払・決済システム及びその他の金融業務のために有利な環境を整えるよう努力していくとしている。

## Ⅲ. BRICS首脳会議の下で の金融協力

## 1. グローバル金融危機が契機 となったBRICSの形成

中国・ロシア間の金融協力は、2008年9月の米国 発のグローバル金融危機を機に発足したBRICS首 脳会議の枠組みを通じても行われている。

同首脳会議の発足に至る「BRICs」とは、2001年当時、米ゴールドマン・サックスに所属していたジム・オニール氏が、人口・経済規模・貿易等の観点から提起した概念で、当初はBrazil (ブラジル)、Russia (ロシア)、India (インド)、China (中国)の4カ国の頭文字を採り、最後に複数形のsをつけていたものであった。その後、グローバル金融危機以降の新興市場国・地域の台頭、中でもアフリカで唯一G20のメンバーとなっているSouth Africa (南アフリカ共和国、南ア)の台頭を受け、最後のsを大文字のSとして南アを含めた形で5カ国を指すようになったものがBRICSである。

## 2. BRICS首脳会議による国際 通貨制度改革に向けた提言

#### 1) 転機となった中国での第3回 BRICS首脳会議 (2011年4月)

第1回BRICs首脳会議は、2009年6月16日、ロシ

アがホストを務める形で開催された。首脳会議後の共同声明で、金融分野では、新興市場国及び発展途上国の国際金融機関における発言権と代表性を高めるべきであると提言した。第2回会議は、2010年4月15日、ブラジルがホストを務める形で開催され、共同声明では、貿易・投資の利便性を高めるため、自国通貨建て決済を含め、4ヵ国間での通貨協力の可能性を検討するとした。

BRICsへの南アの参加は2010年12月に中国政府が働きかける形で決まり、5カ国による第3回BRICS首脳会議は、2011年4月14日、中国(胡錦涛国家主席、当時)がホストを務める形で、(東洋のハワイと呼ばれる)海南省三亜市で開催された。第3回首脳会議の開催後には、5カ国首脳が議論し共通の認識に達した共同声明として「三亜宣言」(以下、宣言)が出され、32項目と三つの行動計画が公表された「9」。金融分野については、後のBRICS5カ国の協力の骨格となる提言がなされた。

#### 2) 国際通貨基金 (IMF) 改革

宣言の第15項で、「G20サミット(金融・世界経済に関する首脳会合)が決定した国際通貨基金(IMF)改革を積極的に進めることを求める」とした上で、「国際経済・金融機関のガバナンスの構造では、世界経済の局面の変化を反映させ、新興市場国や発展途上国の発言権と代表性を高めるべき」ことを、前2回の首脳会談時と同様に重ねて主張した。

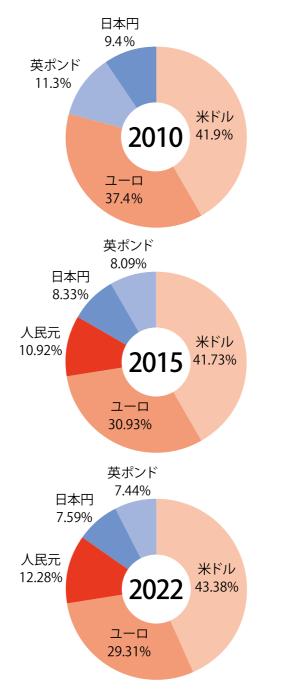
この主張は、2010年12月15日に合意したIMFへの新興市場国の出資比率の拡大・改革案につながっており、第14次増資として2016年1月26日に発効した。発効後の中国の出資比率は3.996%から6.394%に上がり、従来の第6位から米国、日本に続く第3位になった。また、ブラジルは2.32%、インドは2.75%、ロシアは2.71%と、南アを除く4ヵ国がIMF出資比率の上位10ヵ国に入った[10]。

### 3) 国際通貨システム改革

宣言の第16項で、「グローバル金融危機が現在の国際通貨・金融システムの欠点・欠陥をさらけ出した」とした上で、国際通貨制度の改革・改善及び安定的で信頼性の高い国際準備通貨システムの構築を支持している。同時に、IMFの特別引出権であるSDR (Special Drawing Rights) が現在の国際通貨システムで果たしている役割の議論を続けることを歓迎するとしている。

国際準備通貨とは、通貨当局が対外決済準備として保有している外国通貨を指す。また、SDRとは、1969年の第1次IMF協定改正により発足した制度で、「通貨提供請求権」として、準備資産の機能を有している。2008年9月のグローバル金融危機に対して、中国人民銀行の周小川総裁(当時)は、2009年3月23日付で発表した「国際通貨体制に関する考察」と題した論文において、米ドルを念頭に、特定の通貨が準備通貨(基軸通貨)を兼ねる国際通貨体制の限界を指摘した。同時に、主権国家の枠を超えた準備通貨、いわゆる「スーパー・ソブリン (Super Sovereign) 準備通貨」の創出を提案し、IMFのSDRを準備通貨として活用すべきであると提案していた。

#### 図表2 SDRの通貨バスケットの構成比の推移



(出所) IMFより野村資本市場研究所作成

人民元のSDR構成通貨への採用は、2015年11 月30日のIMF理事会で決定された。2010年時点でのSDRの通貨バスケットの構成比は、米ドルが41.9%、ユーロが37.4%、英ポンドが11.3%、日本円が9.4%と決定されていたが、2015年の見直しでは、米ドルを41.73%、ユーロを30.93%とした上で、3番目の通貨に人民元を選び10.92%とし、日本円が8.33%、英ポンドが8.09%という構成比と なった (図表2)。その後、2022年5月18日、IMF理事会は、SDRの通貨バスケットの構成比を見直し (5年ごと)、米ドルが43.38%、ユーロが29.31%、 人民元が12.28%、日本円が7.59%、英ポンドが7.44%とした (同年8月1日発効)。

#### 4) BRICS5カ国の銀行間協力

宣言の第13項で、経済・金融・貿易面でのBRICS5ヵ国の協力を更に強化するとした。また、行動計画No.1の第11項では、BRICS5ヵ国の開発銀行間の金融協力を強化するとしている。具体的には、首脳会議と同日の4月14日、中国・国家開発銀行、ブラジル国立経済社会開発銀行(BNDES)、ロシア開発対外経済銀行(VEB)、インド輸出入銀行(Export Import Bank of India)、南ア・南部アフリカ開発銀行(DBSA)との間で「BRICS国家銀行協力メカニズムにおける金融協力覚書」が締結され、以下の金融協力を今後進めていくとした。

一つ目は、双方が自国通貨建て決済や融資の規模を段階的に拡大し、BRICS5カ国間の貿易の利便性を高めるとしている「111」。二つ目は、BRICS5カ国の資源・ハイテク・低炭素・環境保護等の重要分野での投融資の協力を進めるとしている。三つ目は、債券発行や上場を含む資本市場での協力を積極的に進めるとしている。四つ目は、経済・金融情勢やプロジェクト・ファイナンスに関する各行間の情報交換を促進していくとしている。首脳会議に先立つ4月13日には、BRICS国家銀行金融フォーラム(中国・国家開発銀行がホスト)が開催された。

銀行間協力に関し、2017年9月4日に中国 (アモイ市) で開催された第9回首脳会議では、「BRICS 国家銀行協力メカニズムにおける銀行間自国通貨建て与信覚書」に署名したことが成果の一つとなっている。同メカニズムの中国の参加行である国家開発銀行によれば (2022年6月18日付プレスリリース) [12]、同メカニズムの参加行は自国通貨建て与信、持続可能な発展及び基礎インフラ向け融資、

FinTech、責任ある融資等の多くの分野で合意文書を交わし、5カ国の金融協力及び経済・貿易・投資の利便性向上を力強く推進してきたと評価している。 国家開発銀行は、同時点までに、他の4カ国向けに累計1,000億ドルの貸付(そのうち人民元建て貸付が440億元)を実行し、対象プロジェクトは基礎インフラ、中小企業、金融協力等の重点分野に及んでいる。

## 3. BRICS金融協力の新たな二 つの柱

BRICS5ヵ国は、グローバル金融危機発生後の数年間は、既存の国際金融機関や国際通貨システムの改革を中心に提言を行ってきたが、2012年3月30日の第4回首脳会議 (インド、ニューデリー) の時からは、BRICS自身による新たな金融協力の柱の構築に動き始めた。一つ目が、5ヵ国による新たな国際開発金融機関の設立であり、二つ目が外貨準備を使った緊急時の相互融通協定である。

#### 1) 新開発銀行 (NDB) の創設

一つ目の新たな国際開発金融機関に関しては、2012年3月の第4回首脳会議時の共同宣言の第13項に、まず「BRICS5カ国は、5カ国及びその他の発展途上国の基礎インフラ及び持続可能な発展プロジェクトの資金調達のために、また現在の多国間・地域金融機関に対しグローバルな成長と発展を促す補完のために、新たな開発銀行を設立する可能性について議論した」と明記した。同時に、「5カ国の首脳は財政担当大臣に提唱の可能性・実現性を審査し、共同検討グループを設けて更に研究を進め、次回の首脳会議で報告するよう指示した」と盛り込んだ。

(中国の習近平政権発足後の) 2013年3月27日 の第6回首脳会議 (南ア、ダーバン) では、新たな 開発銀行 (BRICS開発銀行) の設立に原則合意した。続いて、2014年7月15日の第7回首脳会議 (ブ

ラジル、フォルタレザ)では、①新開発銀行 (New Development Bank、略称NDB) という名称での設立覚書への署名が行われ、②法定資本金は1,000億ドル、当初払込資本金は500億ドルで創設メンバーが平等に出資、③総会の初代主席はロシア、理事会の初代主席はブラジル、初代総裁はインドからそれぞれ選出、④本部は上海市に置き、アフリカ地域センターを南アに置く、ことが合意された。その後、2015年7月にNDBが開業した[13]。

NDBの資料によれば<sup>[14]</sup>、2021年12月31日時点の投資残高は105億3,900万ドル、貸付残高は139億6,500万ドルとなっている。後者の貸付残高のうち、国別では、順に、インド向けが28%、中国向けが25%、南ア向けが21%、ロシア向けが13%、ブラジル向けが11%、その他(国際機関向け)が2%となっている。また、ロシア向け貸付残高18億ドルのうち、①13億ドルがソブリン向け、5億ドルが非ソブリン向け、②ユーロ建てが53%、スイスフラン建てが30%、米ドル建てが17%となっている。他に、ロシア向けに国際機関を通じた2億ドルの投融資残高がある。

#### 2) 緊急時外貨準備相互融通制度 (CRA) の構築

二つ目のBRICSによる外貨準備を使った緊急時の相互融通を通じた金融安全網の構築 (緊急時外貨準備相互融通制度、Contingent Reserve Arrangement、略称CRA) に関しては、2012年6月にメキシコ (ロス・カボス) で開催された5ヵ国首脳会談の際に、BRICS財政部長・中央銀行総裁[15] に対し検討を指示していた。

2013年3月の第5回首脳会議の共同宣言では、同制度について、① (危機の)積極的な予防効果と短期の流動性圧力の対応効果があり、5ヵ国が相互に支援することで更に金融市場の安定を強化できること、②安全網が一つ増えることで、既存の国際的な外貨準備を使った融通制度を補完でき、グローバ

ルな金融市場の安全網の強化に貢献すること、③ 同制度の当初規模は1,000億ドルが可能でかつ期待されていること、を盛り込んでいる。同制度は、NDBの設立覚書が締結された2014年7月の第6回首脳会議において、予定通り1,000億ドル規模での設立覚書が締結された。CRAは、東アジアにおける多国間通貨スワップ協定(チェンマイ・イニシアティブ)のBRICS版とも言えるものであり、引き出しに当たっての条件は、後述の通り、IMFとの連携が想定されている。

### 4. 金融協力の対象分野の拡がり

2014年7月のNDBの創設とCRAの締結後、BRICS首脳会議の下での金融協力は、2017年9月の中国 (アモイ市) での第9回首脳会議において拡がりを見せた。一つ目が、5ヵ国でのインフラ分野の官民パートナーシップ (PPP) の経験交流と活用である。二つ目が、債券市場分野の協力で、アモイ宣言は「BRICS自国通貨建て債券基金」の共同設立を提唱している。債券市場分野の協力に関連して、2018年7月25日~27日の第10回首脳会議(南ア、ヨハネスブルク)では、会計分野や監査での協力の強化も盛り込まれている。

続いて2020年11月17日の第12回首脳会議(ロシアがホスト、オンライン形式)のモスクワ宣言では、同年に世界的に流行した新型コロナ禍向けのNDBによる緊急貸付枠(100億ドル)の設定が評価された。また、国レベルの決済システム協力に関連して、BRICSのワーキンググループが引き続き検討を進めていくことが期待される、と明記された。

## 5. 2022年6月の第14回BRICS 首脳会議 (中国がホスト)

## 1) ロシア軍によるウクライナ侵攻 後のBRICS首脳会議

第14回首脳会議は、中国が3回目のホストを務め

る中で、「質の高いパートナー関係を構築し、グローバルな発展に向けた新時代を共に創ろう」というテーマの下、2022年6月23日から24日にかけて開催され(オンライン形式)、「北京宣言」が採択された「16」。同年2月24日、ロシア軍によるウクライナへの武力侵攻が始まり、中露間の協力関係が世界各国から注視される中で、同宣言上のIVの「平和と安全の維持」の項目では、「各国の主権や領土の一体性を尊重する」とし、「対話や協議を通じ国家間の不一致や紛争を解決すべきであり、危機の平和的解決に資する努力を支持する」と言及した。

また、第14回首脳会議に合わせて、6月24日には、(2021年9月の国連総会で習主席が表明した)「グローバル発展イニシアチブ (GDI)」に基づいたハイレベル対話が開催され (オンライン形式)、BRICS5ヵ国以外に、アルジェリア、アルゼンチン、エジプト、インドネシア、イラン、カザフスタン、セネガル、ウズベキスタン、カンボジア、エチオピア、フィジー、マレーシア、タイの各国首脳が招待を受け、参加した。

第14回首脳会議の後には、BRICSへの加盟を新たに申請する国も出てきている。先ず、イランのサイード・ハティーブザーデ外務報道官は、2022年6月27日の定例記者会見で、イランがBRICSへの加盟を申請したことを公表した。中国外交部の記者会見によれば(2022年6月28日)、イランとアルゼンチンを含む「多数の国家」がBRICS首脳会議への加入の意思を表明しているとし、「BRICSのパートナーとともに、着実に加盟国拡大のプロセスを進めていく」としている。BRICSの加盟国の拡大は、これまでの5カ国間による協力プラットフォームとしての位置づけから、新興市場国や発展途上国を巻き込んだ新たなプラットフォームに変わっていく兆しとも言えるものであろう。

#### 2) 北京宣言における金融協力の確認

北京宣言のうち、金融分野では、Ⅱの「グローバ

ルガバナンスの強化・改革」の項目で、IMFに関し、 ①2023年12月15日までに予定通り第16次クォータ (出資割当額)の総点検を完了すること、②「強靭 性・持続可能性トラスト(RST) | の早急な運用を期 待すること、を盛り込んでいる。

また、Vの「経済回復の支援」では、①CRAの修 正を支援し、その他関連規則の修正が進展すること を歓迎すること、②BRICSは5回目のCRAの実施演 習を歓迎し、演習が順調に終了することを期待する こと、③BRICSはCRAとIMFとの間の協調枠組みの 構築を支援すること、④手続き簡素化後のCRAの 検討業務の一部として、BRICSは5ヵ国の中央銀行 が共同で「2022年BRICS経済報告」を完成させる ことを歓迎すること、等を盛り込んでいる。首脳宣 言の作成に先立って、BRICS財政部長・中央銀行総 裁は、2022年2月25日に第1回次官級会合、4月8日 に本会合、6月6日に第2回次官級会合を開催し、協 力の実務レベルの内容と今後の進め方を協議して いる。

なお、首脳会議と関連して開催されたグローバル 発展ハイレベル対話の金融分野では、①持続可能 な発展に向けた資金調達について、先進国が発展 途上国向け承諾を履行するのを促進し、国際開発 金融機関の役割を発揮させることや、②南南協力基 金の改名と10億ドルの増額(計40億ドル)が、主催 者声明(習近平国家主席)に盛り込まれている[17]。

## |IV.「一帯一路」 構想と SCO・BRICS首脳会議との 連携

## 1. 「一帯一路」 構想と金融協力

「一帯一路」とは、(2012年11月に発足した)習 近平指導部が提唱した経済圏構想である。「一帯一 路1は、中国を起点とする陸上と海上の二つのシル クロード開発計画から構成される。二つのシルク

ロードのうち、前者の陸上については、2013年9月7 日の習近平国家主席のカザフスタン訪問時の「シル クロード経済ベルト」建設構想として提唱された。 また、後者の海上については、同年10月3日の習主 席のインドネシア訪問時の「21世紀海トシルクロー ド」構想として提唱され、同時に、「アジアインフラ 投資銀行 | (Asian Infrastructure Investment Bank、略称AIIB) の設立構想も公表され、国際金 融界からの注目を集めた。

その後、二つのシルクロード開発計画は、2013年 11月に開催された中国共産党第18期中央委員会第 3回全体会議 (第18期3中全会) で採択された改革 プランの中に盛り込まれ、6番目の「開放型経済新 体制の構築 | の中で、「開発性金融機関を設立し、 周辺国・地域のインフラとの相互接続・相互交通建 設を加速し、シルクロード経済ベルト(帯)及び海 上シルクロード(路)の建設を推進し、全方位開放 の新局面を形成する」とされた。「一帯一路」構想 は、英語では、当初「One Belt and One Road」(略 称OBOR) と呼ばれた。

続いて、2014年11月の北京でのAPEC首脳会議 を前に、中国共産党は中央財経領導小組第8回会議 を開催し、「一帯一路」構想を推進するため、多国間 ではAIIBの設立を推進するとともに(資本金1,000 億ドル)、二国間では「シルクロード基金」(400億 ドル規模)を新たに創設することを決定した。

### 2. 「一帯一路」 構想の体系化

#### 1) 2015年ビジョンの公表

「一帯一路」 構想について、中国政府として体系 的な説明を行ったのが、2015年3月28日に、国家発 展改革委員会・外交部・商務部の三省庁が共同で 公表した「シルクロード経済ベルト及び海上シルク ロードの共同建設推進に関するビジョンとアクショ ン」(以下、2015年ビジョン)においてである[18]。

2015年ビジョンは、「一帯一路」の地理的範囲に ついて、陸上は、①中国から中央アジア、ロシアを経 て欧州 (バルト海) に至るルート、②中国から中央 アジア、西アジアを経て、ペルシャ湾、地中海に至る ルート、③中国から東南アジア、南アジア、インド洋に 至るルート、と定義している。また、海上は、①中国 の沿岸港から南シナ海を経てインド洋、欧州に至る ルート、②中国の沿岸港から南シナ海を経て南大洋 州に至るルート、と定義している。同時に、開放と協 力を維持するという原則の下、古代のシルクロード の範囲に限らず、各国及び各国際機関・地域機関が 全て参加でき、共同建設の成果・恩恵は、さらに広い 地域に及び得るとしている。他に、「一帯一路」 構想 の共同建設の原則として、調和と包容、市場メカニズ ムに基づく運営、互利・Win-Winを掲げている。

#### 2) 「一帯一路」 構想下の対外金融協 カの枠組み(二国間、多国間)

2015年ビジョンにおける対外金融協力の枠組み は、「資金融通」と呼ばれ、基本的な考え方は、アジ ア通貨の安定したシステム、投融資システム、信用 システムの整備を推進することにある。対外金融協 力の内容は、これまでの中国政府の取り組みを「一 帯一路 | 構想向けに位置づけなおしたものや、新た に創設した資金協力手段から構成され、同時に、二 国間 (バイ) の枠組みと多国間 (マルチ) の枠組み とに分類することができる。

前者のバイの枠組みの一番目が、現地通貨建ての スワップ協定や決済の範囲・規模の拡大である。枠 組みの二番目が、アジア債券市場の開放と発展の 推進である。前述の中露間の自国通貨建て通貨ス ワップの締結や、ロシア企業によるパンダ債(中国 本土での非居住者人民元建て債券) の発行も、「一 帯一路」の対外金融協力に含まれることになる。

マルチの枠組みの一番目が、AIIBの設立、 BRICS開発銀行の設立、上海協力機構融資機関に ついての関係国による協議の進展である。二番目

が、上海協力機構を含む銀行連合体による実務協 力を進め、シンジケートローンや銀行与信枠の設定 等の方法で、マルチでの金融協力を展開するとして いる。SCOやBRICSを通じた金融協力も、「一帯一 路上の対外金融協力に含まれることになった。

## 3. 「一帯一路」は地理的概念 か、それとも機能的概念か

「一帯一路」構想の下でのプロジェクトには、周 辺国自体のみならず、中国と周辺国とをつなぐ中国 国内のインフラ整備も伴うものである。中国国内の 開発案件は、国家発展改革委員会の「西部開発司」 が担当しているが(当時、現在は「地域開放司」)、 2015年ビジョンが公表された同年の9月21日、外交 部、商務部とともに、「一帯一路」の英文名称の変更 を通知している[19]。

第一に、「シルクロード経済ベルト及び21世紀 海上シルクロード の英文呼称を [the Silk Road] Economic Belt and the 21st-Century Maritime Silk Road | とする。第二に、「一帯一路 | の英文呼 称を「the Belt and Road」、略称を「B&R」とす る。第三に、提唱を意味する「initiative」を「the Belt and Road の後ろに一文字つけることは容 認するが、「strategy」、「project」、「program」、 「agenda」を使用してはならないとした。中国政 府による英文呼称の指導の背景には、これまでの 「One Belt and One Road」という名前から、中 国が周辺国を囲い込んで、独自の経済圏を作りあげ るといった海外からの印象や批判を避ける狙いが あったものと思われる。

その後、2017年5月14~15日には、北京市で第1 回 「一帯一路」 国際協力ハイレベルフォーラムが開 催され、習主席は、開幕式での基調演説の中で、シ ルクロード基金への1,000億元の追加出資等を表 明している。第2回目の「一帯一路」国際協力ハイレ ベルフォーラムは、2019年4月25~27日に開催され た。開催直前の4月22日に「一帯一路」建設工作領

導小組弁公室が公表した「『一帯一路』共同建設: 進展、貢献及び展望 | (以下、2019年展望)では、 「一帯一路」は共同で相談し、共同で建設し、共同 で享受する原則に則って進めるもので、地政学的な 政治連盟や軍事同盟ではないこと、一つの経済圏 や中国倶楽部を形成するものでないことを強調し ている[20]。

## 4. 「一帯一路」 構想における中 露間の金融協力

中露間では、(ロシアによるクリミア併合後の) 2014年5月20日のプーチン大統領の中国公式訪問 の際、習近平国家主席との間で、「中露両国の全面 的戦略パートナーシップ関係の新段階に関する共同 声明」を発表し[21]、①シルクロード経済ベルト建設 とユーラシア経済連合建設の間の実行可能な結節 点を探していくこと、②またそのために、両地域で の交通・基礎インフラ整備の共同プロジェクト実施 を含め、両国の担当主管部門が協力を続けていくこ と、に合意した。

続いて、上記共同声明を踏まえ、前述の中国政 府による2015年のビジョン公表後、2015年5月8 日~10日、習近平国家主席はロシアのプーチン大 統領の招待でロシアを訪問し、モスクワで行われた 「大祖国戦争勝利70周年記念祝典」に出席した。中 露首脳会談は5月8日に行われ、中国のシルクロー ド経済ベルト建設をロシアのユーラシア経済連合 (EEU) 建設と連結させる実務協力を進めることで 一致した。会談後、両国首脳は「中国・ロシア両国 の全面的な戦略的協力パートナーシップの深化、協 カ・ウィンウィンの提唱に関する共同声明しおよび 「シルクロード経済ベルト建設とユーラシア経済連 合建設の連結・協力に関する共同声明 | [22] に調印 し、発表した。後者の中では、「シルクロード基金、 AIIB、SCO銀行連合体等の金融機関を通じて、金 融協力を強化する」ことが盛り込まれている。

「一帯一路」における中露間の金融協力のうち、

マルチのAIIBについては、ロシアも創始メンバーと して参加する形で2015年12月に設立協定が発効 し、2016年1月に開業している。AIIBの授権資本金 1,000億ドルのうち、中国は297.8億ドル (出資比 率は30.7%)、ロシアは65.36億ドル(同6.74%)と なっている (2022年8月10日時点)。また、2022年 8月22日時点のAIIBの承諾金額358.3億ドルのう ち、上位3つの投融資先では、第1位がインド向けの 24.42%、第2位がトルコ向けの9.48%、第3位が中 国向けの9.45%となっている[23]。ロシア向けは第 11位の2.5%となっている。

同様にバイのシルクロード基金については、2014 年12月29日に法人登録が行われ、運営が開始され た。同基金の株主は、国家外為管理局が65%、政府 系ファンドである中国投資有限責任公司 (CIC) が 15%、国家開発銀行が5%、中国輸出入銀行が15% となっている。対口金融協力としては、①ヤマル LNGプロジェクトのノワテク保有分株式9.9%取得 (2016年3月15日)、②ロシア石油化学大手シブル 株式10%を取得(2017年1月25日)といった実例が ある。また同基金は、SCO銀行連合体と協力覚書を 調印している (2017年6月8日)。

他に、「一帯一路」構想を打ち出す前の段階では あるが、2012年6月5日、中国の政府系ファンドで ある中国投資有限責任公司 (China Investment Corporation、略称CIC) は、ロシアの政府系ファ ンドであるロシア直接投資基金 (Russia Direct Investment Fund、略称RDIF) と、それぞれ10億ド ルずつ出資し、目標募集規模20~40億ドルの共同 ファンド設立に合意している[24]。続いて、2017年7 月4日、習近平国家主席とプーチン大統領の同席の 下、両者がそれぞれ5億ドルずつ引き受ける共同ファ ンド第Ⅱ期を立ち上げることで合意している[25]。

## V. ロシア軍によるウクライ

## 1. 新設された国際開発金融機 関(AIIB、NDB)への影響

2022年2月24日のロシア軍によるウクライナへの 武力侵攻後、AIIBは3月3日、「ロシアとベラルーシに 関連した全ての活動を保留し見直している」と発表 した[26]。同行は「国際条約によって設立された多国 間組織であり、国際法の順守は同行の中核」とした 上で、「情勢を積極的にモニタリングし、AIIBの業務 や各加盟国・地域の経済への影響を評価している。 経済や金融面における事態の進展を踏まえながら、 AIIBの財務の健全性を守るべく最大限の取り組み をしていく」方針を示した。AIIBのサイトでロシア向 け投融資案件を見ると、承諾済案件2件、候補案件1 件、合計3件(11億ドル)が、終了か保留の扱いとなっ ている。また、BRICSが設立した新開発銀行も同じ 3月3日、「不確実性と制限の拡大」を理由に、ロシア での新たな取引を保留すると発表した[27]。

他に、2021年10月26日~28日に開催されたAIIB 年次総会(アラブ首長国連邦(UAE)主催、オンラ イン形式)で、2022年秋の年次総会はロシアが主 催すると決まったものの、最終的には2022年10月 26日~27日に北京市にあるAIIB本部においてオン ライン形式で開催した。BRICS首脳会議や「一帯一 路1 構想の下で新設された国際開発金融機関とし ても、AIIBは、西側諸国を中心に発動された経済 制裁を注視し、ロシアとの関係を慎重に見極めよう としている。

### 2. ロシア側の動き

西側諸国を中心に発動された経済制裁の 中で、ロシアの銀行を国際銀行間通信システム (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication、略称SWIFT、本部はベル ギー) から排除した金融制裁は、ロシアからの輸出 に負の影響を与えている。ロシア側にも、国際決済 システムのロシア系銀行の排除に対抗した動きが 出始めている。

#### 1) 中央銀行決済システム間の協力 (BRICSベース)

2022年4月11日付時事速報によると、ロシア財務 省は9日、同国とBRICSの残り4ヵ国の決済システム の統合を呼び掛けたと発表した。同財務省の声明 によると、シルアノフ財務相は4月8日のBRICS財務 大臣会合で、輸出入決済における自国通貨の使用、 決済システムとカードの統合、独自の金融メッセー ジングシステムの構築、BRICS独自の格付け機関 の設立等に向けた取り組みを加速させることが必 要になったと主張した。

これに対し、2022年4月15日付時事速報によれ ば、ブラジル経済省のゴメス国際経済問題局長は 14日、ロシアが提唱しているBRICS独自の決済シス テムの立ち上げについて、ブラジルは支持しないと 表明した。国営ブラジル通信によると、ゴメス氏は 報道機関のインタビューで、提案はBRICS構成国 のコンセンサスは得られていないと指摘し、「これ は会議のテーマではなく、ブラジルの議題でもな い」と強調したとのことである。ゴメス氏によると、 ブラジル政府は現在主流となっているSWIFTのプ ラットフォームよりもスピーディーなシステムを望ん でおり、国際間の即日決済を可能とする新システム の開発は特定の国々が集まるグループ内でなく、グ ローバルに議論されるべきだと考えているとした。

#### 2) 中露間の決済システム協力

2022年5月5日、中国の在ロシア大使館(張漢暉・ 駐ロシア大使)は、タス通信のインタビューに応じ、 中国人民銀行とロシア中銀が決済システムで協力を 深める方針を明らかにした。タス通信によると、張 大使は「(ロシアの) ミールと、中国銀聯 (ユニオン ペイ) の両国での利用促進については、双方の中銀 が相談して決める」と述べた。ロシア軍によるウク ライナ侵攻後、ビザやマスターカード等、多くの西 側企業はロシア事業を停止しており、ミールとユニ オンペイは、ロシアにとって、数少ない海外決済手段 となっている。

同時に、張大使は、中露間の貿易決済に関し、米 ドルやユーロの使用拒否を主張しているわけでは ないとも語っている[28]。なお、中国社会科学院・ ロシア東欧中央アジア研究所の『ロシア発展報告 (2022) 』によると、中露貿易金額のうち、2015年 は90%以上が米ドル建て決済であったのに対し、 2020年の第1四半期 (1~3月) は、米ドル建て決済 の比率が46%に低下し、ユーロ建てが30%に上昇、 残り24%が中露双方の自国通貨建て決済であった と述べている。

#### 3) ロシア側銀行・企業による人民元 決済採用の動き

2022年9月3日付ブルームバーグによれば、ロシ ア最大の銀行ズベルバンク(アレクサンダー・ベ ディアキン筆頭副CEO)は、ロシア企業向けに人民 元建て融資を始めると述べた。インタファクス通信 が報じた。また、9月7日付時事速報によれば、ロシ ア大手国営銀行VTBは6日、同国の銀行として初め て、SWIFTを使わずに中国への人民元建て送金を 始めたと発表した。VTBは、同年3月の金融制裁に よって、SWIFTの国際決済網から排除されている。 また、同じ6日には、ロシア国営ガスプロムは、ロ シア産ガス供給に対する中国国有の中国石油天然 ガス集団 (CNPC) の支払いを米ドルから人民元と ルーブルに切り替え始める協定に署名したと発表し た。なお、本稿執筆時点で、切り替えの時期は公表 されていない。

ロシアの銀行が中国の人民元国際決済システム (CIPS) に間接参加行であっても接続していたり 「29」、ロシアの銀行システムとCIPSとの間でメッ セージや送金手順に互換性があったりすれば、人民 元の資金決済は可能であろう。SWIFTが調べた中 国本土以外の人民元の国際決済シェアを見ると、口 シアは、2022年4月の0.62%から、同年8月には香 港 (71.14%)、英国 (5.75%) に次ぐ4.27%に上昇 している。

#### 4) インド企業によるロシア企業向け 人民元建て支払い

2022年7月8日付口イターによれば、インドのセ メント大手ウルトラテックが、ロシアの石炭大手 SUEKから、インド最大の民間銀行を通じて人民元 建てで石炭を購入していたことが明らかになった [30]。同年6月5日付インボイスによると、①SUEKは ウルトラテックに対し、石炭購入代金1億7,270万元 を中国光大銀行上海支店のSUEK口座に送るよう 請求、②同購入はインドの大手民間銀行HDFC銀行 が保証、③SUEKは海外送金の中継銀行(コルレス 銀行)にはHSBC香港支店を指定、④インボイスに HSBC香港支店と中国光大銀行上海支店の双方の SWIFT上の取引IDが記載、とのことである。

同取引は、西側諸国のロシア向け経済制裁に直ち に違反するものではないとしているが、中国本土・ 香港以外で、人民元建て貿易決済が利用されること 自体、人民元の国際通貨としての機能拡大の観点か ら、注視されるものである。インドもBRICS首脳会 議の構成国であり、2008年9月のグローバル金融危 機以降、自国通貨建て決済の促進を旗印にしてきた BRICSにとって、ロシア向け金融取引の(債権保全を 含む) リスクや西側諸国の二次制裁が自らに及ばな いことを条件に、米ドル・ユーロ以外の通貨での国際 決済の模索が今後も進められていくであろう。

## VI. 結びにかえて

2022年9月の第22回SCO首脳会議後の「サマル カンド宣言しては、世界の多極的な趨勢が強化され ているという国際情勢の認識の下、金融分野では、 「関係国が『SCO加盟国の自国通貨建て決済比率 の拡大に向けた路線図』を通じ、当該分野での協力 を支援し拡大する」ことに参加国は注意を払う、と 明記された[31]。また、首脳会議で、習主席は参加国 間の金融協力に関し、①上記路線図を着実に実行 し、②自国通貨の国際的な支払い・決済システム整

備を強化する、と述べている<sup>[32]</sup>。第22回SCO首脳 会議後、二国間では、中国とカザフスタンの中央銀 行間で、カザフスタンに人民元クリアリング銀行を 設置することで合意している。

自国通貨建て決済の拡大を中心に、ユーラシア大陸 を舞台にしたマルチ・バイ双方の枠組みを使った金融 協力に関する中国の動きが引き続き注目される。

- 【1】 関根栄一「中露金融協力の実状と今後の人民元国際化への影響」 『野村資本市場クォータリー』2022年夏号。
- 他の政府系金融機関としては、2022年8月時点で、インドインフラ金 融公社 (IIFC)、カザフスタン開発銀行、キルギスタンRSK銀行、パキ スタンのハビ銀行、タジキスタン国家貯蓄銀行、ウズベキスタン対外 経済活動銀行、ベラルーシ銀行、モンゴル貿易開発銀行が参加して
- 【3】 国家開発銀行「上合组织银联体理事会第十七次会议召开」2021 【20】新華網「共建"一带一路"倡议: 进展、贡献与展望」2019年4 年9月18日。<a href="http://www.cdb.com.cn/xwzx/khdt/202109/">http://www.cdb.com.cn/xwzx/khdt/202109/</a> t20210918\_9097.html>
- 【4】 国家開発銀行「上合组织银联体理事会第十八次会议召开」2022 年8月23日。<http://www.cdb.com.cn/xwzx/khdt/202208/ t20220824 10178.html>
- 【5】 調印された両文書の内容は公開されていない。
- 【6】 中国輸銀「中国一欧亚经济合作基金」参照。<http://www. eximbank.gov.cn/aboutExim/organization/ckfjj/whkgjj/ zavovii/>
- 【7】 同回廊は、後述する中国の「一帯一路」の一環として、中国西部の 新疆ウイグル自治区からパキスタン南西部グワダル港まで約2,700 キロを縦断する形で道路を築き、発電所を建設していく大規模イン フラ事業である。
- 【8】 上海合作组织成员国元首理事会「上海合作组织至2025年发 展战略」2015年7月10日。<a href="https://chn.sco-russia2020.ru/">https://chn.sco-russia2020.ru/</a> images/17/22/172288.pdf>
- 【9】 関根栄一「中国で開催された第3回BRICS首脳会議のインパクト」 『野村資本市場クォータリー』2011年春号 (ウェブサイト版)。
- 【10】財務省「IMFの概要」参照。<https://www.mof.go.jp/policy/ international\_policy/imf/gaiyou.htm>
- 【11】 中国は、他のBRICS4ヵ国のうち、ロシア以外では、南ア向けに人民 元クリアリング銀行を設置し(2015年7月、中国工商銀行)、人民元 建て通貨スワップも締結し (2015年4月)、通貨ランドとの直接交換 取引 (2016年6月) を行っている。
- 【12】 国家開発銀行「金砖国家银行合作机制2022年年会暨金砖国家 金融论坛在京召开J 2022年6月18日。<a href="http://www.cdb.com.cn/">http://www.cdb.com.cn/</a> xwzx/khdt/202206/t20220620 9971.html>
- 【13】 新開発銀行の加盟国は、創設メンバーに加えて、バングラデシュ (1.83%)、UAE (1.08%) が参加している。そのため、創設メンバー の出資比率はそれぞれ20.0%から19.42%に調整されている。他に、 出資候補国として、エジプトとウルグアイがある。
- 【14】新開発銀行 [Investor Presentation] 2022年8月。<a href="https://">https://</a> www.ndb.int/wp-content/uploads/2022/08/Investor-Presentation-202208 pdf>
- 【15】 BRICs財政部長·中央銀行総裁会議は2008年11月に最初に行わ れ、2011年から南アも加わり、BRICS財政部長・中央銀行総裁会議 として開催されている。
- 6月23日。<a href="https://www.mfa.gov.cn/web/gjhdq\_676201/">https://www.mfa.gov.cn/web/gjhdq\_676201/</a> gjhdqzz 681964/jzgj 682158/zywj 682170/202206/ t20220623 10709036.shtml>
- 【17】中国外交部「全球发展高层对话会主席声明」2022年6月 24日。<a href="https://www.mfa.gov.cn/web/gjhdq\_676201/">https://www.mfa.gov.cn/web/gjhdq\_676201/</a> gjhdqzz\_681964/jzgj\_682158/zywj\_682170/202206/ t20220624 10709803.shtml>

- 【18】新华社北京「推动共建丝绸之路经济带和21世纪海上丝绸 之路的愿景与行动」2015年3月28日。<a href="http://www.gov.cn/">http://www.gov.cn/</a> xinwen/2015-03/28/content 2839723.htm>
- 【19】 国家发展和改革委员会 [国家发展改革委等有关部门规范 "一 带一路"倡议英文译法J 2015年9月21日。<https://www.ndrc. gov.cn/fzggw/jgsj/kfs/sjdt/201509/t20150921\_1085952. html?code=&state=123>
- 月22日。<http://www.xinhuanet.com/world/2019-04/22/
- 【21】中国外交部「中俄关于全面战略协作伙伴关系新阶段的联合 声明」2014年5月20日。<a href="https://www.fmprc.gov.cn/web/">https://www.fmprc.gov.cn/web/</a> ziliao 674904/zt 674979/ywzt 675099/2014zt 675101/ <u>yxhy 675105/zxxx 675107/201405/t20140520 7953871.shtml</u>>
- 【22】中国外交部「中华人民共和国与俄罗斯联邦关于丝绸之路经济 带建设和欧亚经济联盟建设对接合作的联合声明(全文) | 2015 年5月9日。<<a href="https://www.mfa.gov.cn/web/gjhdq\_676201/">https://www.mfa.gov.cn/web/gjhdq\_676201/</a> gj 676203/oz 678770/1206 679110/1207 679122/201505/ t20150509 9337149.shtml>
- 【23】AIIB, "FACT SHEET," Aug, 2022参照。<a href="https://www.aiib.org/en/">https://www.aiib.org/en/</a> treasury/ common/ download/AIIB FACT-SHEET Aug-2022.pdf>
- 【24】中国投資有限責任公司「中投公司与俄罗斯直接投资基金成立中 俄投资基金」2012年6月5日。<a href="http://www.china-inv.cn/china">http://www.china-inv.cn/china</a> inv/Media/2012-06/1000052.shtml>
- 【25】中国投資有限責任公司「中投公司与俄罗斯直接投资基金签署《中 俄投资基金第二期注资的谅解备忘录》」2017年7月5日。<http:// www.china-inv.cn/china inv/Media/2017-07/1000108.shtml>
- [26] AIIB, "Statement on war in Ukraine," March 3, 2022.<a href="https://">https://</a> www.aiib.org/en/news-events/news/2022/AIIB-Statementon-war-in-Ukraine.html>
- [27] NDB, "A Statement by the New Development Bank," March 3, 2022.<a href="https://www.ndb.int/press">https://www.ndb.int/press</a> release/a-statement-bythe-new-development-bank/>
- 【28】 ロシア企業の人民元建て資金調達に関する動きとしては、2022年8 月4日付時事谏報によれば、モスクワ取引所は3日、ロシアのアルミ大 手ルサールが発行する人民元建て社債2本 (5年物、それぞれ20億 元) の取引を始めている。また、2022年9月14日付日本経済新聞に よれば、①同年8月下旬、ロシアの金採掘最大手ポリュスがロシア国 内で人民元建て社債46億元 (5年物) を発行し、モスクワ取引所に 上場したこと、②国営石油会社ロスネフチが、9月13日、人民元建て 社債100億元 (10年物) の公募を開始した、とされている。
- 【29】 2022年7月中旬の中国国内報道によれば、ロシアの少なくとも20行 が、CIPSに接続していると伝えられている。
- 【30】 ロイター「印セメント大手、人民元建てでロシア産石炭購入 イン ボイスで判明] 2022年7月8日。<a href="https://jp.reuters.com/article/">https://jp.reuters.com/article/</a> india-russia-yuan-idJPKBN2OJ09S>
- 【16】中国外交部「金砖国家领导人第十四次会晤北京宣言」2022年 【31】中国外交部「上海合作组织成员国元首理事会撒马尔罕宣言」 2022年9月17日。<a href="https://www.mfa.gov.cn/zyxw/202209/">https://www.mfa.gov.cn/zyxw/202209/</a> t2022091710767328.shtml>
  - 【32】中国外交部「习近平在上海合作组织成员国元首理事会第二十二次 会议上的讲话 (全文) J 2022年9月16日。<a href="https://www.mfa.gov.">https://www.mfa.gov.</a> cn/zyxw/202209/t20220916 10767102.shtml>

JBIC中国レポート 2022年度 3号 JBIC中国レポート 2022年度 3号 27

## コラム3

## 「総体国家安全観」に基づく データ三法による情報流通 規制と情報デカップリング



#### 村尾 龍雄

キャストグローバルグループ代表/弁護士・税理士・香港ソリシター

1990年京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市都市計画局法務担当を経て95年弁護士登録。14の異なる専門家集団キャストグローバルグループCEOであり、香港ソリシター、税理士、社会保険労務士、行政書士、宅地建物取引士でもある。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を2度受賞。

### I. はじめに

次に掲げる3つのいわゆる「データ三法」が整備された現在、当該法律の細則に相当する付随法令(国務院が制定する行政法規と国務院傘下の委員会、部、局等が制定する部門規則など)及び推薦性国家標準(強制性国家標準-GB-と異なり、遵守が任意とされる-GB.T)を中心とする国家標準の制定が進められ、今なお意見徴求稿(法制定前に草案についてパブリックコメントを求めるもの)段階のものもあるけれども、法整備が相当充実してきている。

- 1、「ネットワーク安全法」(2016年11月7日全人代常務委員会公布、2017年6月1日施行)
- 2、「データ安全法」(2021年6月10日全人代常務委員会公布、同年9月1日施行)
- 3、「個人情報保護法」(2021年8月20日全人代 常務委員会公布、同年11月1日施行)

習近平国家主席・共産党総書記は、2014年4月 15日に開催された中央国家安全委員会第1回会議 において、対外的安全保障と対内的安定維持を同 時に重視し、伝統的安全保障と非伝統的安全保障 を同時に重視せねばならないことを指摘したうえ で、「国家安全」の定義に関して、それに関わる領域を、政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、生態系、資源、核に加えて、「情報」が含まれることを明らかにし、これを「総体国家安全観」と呼ぶ。「データ三法」は全部で11項目に及ぶ「総体国家安全観」のうち「情報」的側面を規律することをその目的の主要な一部としていることは明らかであり、日本企業及び日系企業は、「データ三法」及びその付属法令及び国家標準の各論的理解を試みる際、「総体国家安全観」という総論的視座を常に意識するようにせねばならない。

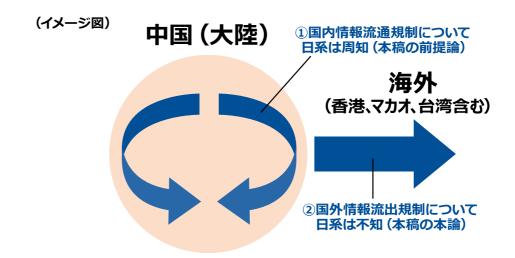
「総体国家安全観」の背後にある景色は「中華人民共和国憲法」(以下「憲法」)第1条第2項であり、同条項は「社会主義制度は、中華人民共和国の基礎となる制度である。中国共産党による指導は、中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴である。いかなる組織又は個人も、社会主義制度を破壊することは、これを禁止する。」と規定する。すなわち、「総体国家安全観」の内実である「情報」を含む11項目は、いずれも中国共産党の指導のもとにまず政策的に決定されるべきものであるところ、憲法第5条が「中華人民共和国は、法による国家統治を実行し、社会主義法治国家を建設する。」と規定すると

おり、その政策実行の手段として、法が位置付けられる。このように中国的文脈における「法による国家統治」が習近平政権下の重要政策方針であることは2014年の四中全会で確認されている「11」。ゆえに「データ三法」は、①中国国内における情報流通が中国共産党の指導に負の影響を与えることがないように規制を行うことを目的とすると同時に、②中国国内に存在する情報、特に1つ1つバラバラの個別的情報でなく、それが集合し、有機的結合体としてのデータを形成する場合に、それが国外に不当流出することにより、「総体国家安全観」の内実を構成するいずれかの項目に負の影響が及ぶことがないように規制を行うことを目的とする。

このうち日本企業及び日系企業は、①に関して中国社会において特段の注意を要することに習熟しているが、②は「総体国家安全観」を契機とする比較的新しい問題であり(「総体国家安全観」登場から

起算しても、8年の歴史しかない)、現在なお政策的 立場及びこれを背景とする法的立場に曖昧さが残 ることと相俟って、当該問題についてどう理解し、ど う対応すればよいかについて、周知された明確な行動ガイドラインが存在せず、同時に政策的立場及び これを背景とする法的立場の未来がどう変化していくか、その可能性を予測することができないため、 不安を抱える向きも多い。実際の相談の場で、日本企業及び日系企業からかかる相談を受ける場面が 増えていることがその端的な証左である。

そこで、本稿では、日本企業及び日系企業が中国 当局からデータの国外不当流出の非難を受けない ために、完全ではなくとも一定の行動ガイドライン を示すとともに、「データ三法」が中国と日本を含 む旧西側諸国との間で情報デカップリングが生じる 結果を帰結する蓋然性が高いことを示すことを試 みるものである。



## Ⅱ. 前提論-中国国内における情報流通規制

中国国内における情報流通規制は、「データ三法」により強化される部分はあるけれども、それより前から法的、実務的に存在する。「データ三法」による新たな中国国内における情報流通規制は、その延長線にすぎない。

憲法第35条は「中華人民共和国公民は、言論、出版、集会、結社、行進及び示威の自由を有する。」と規定するけれども、同時に第33条第4項は「いかなる公民も、憲法及び法律所定の権利を享有することとし、同時に、必ず憲法及び法律所定の義務を履行しなければならない。」と規定し、例えば下線部の内実として第51条は「中華人民共和国公民は、自由及び権利を行使する際は、国、社会及び集団の利

益並びに他の公民の適法な自由及び権利を損なっ てはならない。1、第53条は「中華人民共和国公民 は、必ず憲法及び法律を遵守し、国家機密を保持 し、公共財産を大切にし、労働規律を遵守し、公共 の秩序を守り、かつ、社会の公徳を尊重しなければ ならない。」と規定し、第54条は「中華人民共和国 公民は、祖国の安全、栄誉及び利益を維持保護する 義務を有し、祖国の安全、栄誉及び利益を損なう行 為をしてはならない。」と規定する。その結果、情報 流通が憲法上の表現の自由に基づくものであるとし ても、日本法的な表現で言えば公共の福祉により日 本との比較では相対的に強い法的規制に服するた め、より強い情報流通規制に服することとなる。

「総体国家安全観」に基づく情報流通規制は、憲 法第33条第4項、第54条によるものとして説明する ことが可能である。

以下では、従前から存在する情報流通規制と 「データ三法」による新たな情報流通規制の例を それぞれ1つずつ挙げる。

## 1. 従前から存在する情報流通 規制の例

- 1、GoogleやYahoo!といった海外の検索サイトは、 中国国内から検索できない。
- 2、しかし、海外の検索サイトが中国国内でサービ スを行うことは、中国のWTO加盟 (2001年12月11 日) の承諾に従って公布、施行された 「外商投資電 信企業管理規定」[2] などに基づき、当該サービスを 提供する外商投資企業を設立することにより可能 となる。もっとも、その場合、当該外商投資企業が 政府当局から中国の法律、法規に基づきデータな どの提供を求められるときは、これに応じる法的義 務が生じる。中国の法律、法規に基づきデータなど の提供を求められる法律要件及び法的手続きは、 旧西側諸国が一般的に規定するものとは異なり、 政府当局の裁量が相対的に大きく、予見可能性担保

が困難であるなどの懸念があるため、海外の検索 サイトは当該選択肢を断念した。[3]

3、その結果として、中国国内の検索サイトは百度 など中国の法律、法規を厳格に遵守することが可 能な内資企業によるものに限定される。そのため、 検索サイトを通じて収集可能な個人情報やデータ は、中国国内から検索されるものも、海外から検索 されるものも、均しく中国国内にのみ蓄積されるこ ととなる。

## 2. 「データ三法」による新たな 情報流通規制の例

- 1、「ネットワーク安全法 | 第24条第1項は「ネット ワーク運営者は、使用者のためネットワーク接続及 びドメイン名登録サービスを手続し、固定電話、移 動体通信等のネットワーク接続手続をし、又は使用 者のため情報の頒布、インスタントメッセンジャー 等のサービスを提供するにあたり、使用者と合意を 締結し、又はサービスの提供を確認する際に、使用 者に真実の身分情報を提供するよう要求しなけれ ばならない。使用者が真実の身分情報を提供しな い場合には、ネットワーク運営者は、当該使用者の ため関連サービスを提供してはならない。」と規定 し、匿名性を維持したままでSNSや携帯電話などの 利用はできず、実名でのみ、当該利用が可能となる ことを要求する。
- 2、同法第61条は「ネットワーク運営者が第24条第 1項の規定に違反し、使用者に対し真実の身分情報 を提供するよう要求せず、又は真実の身分情報を 提供しない使用者に対し関連サービスを提供した 場合には、関係主管部門が是正するよう命ずる。是 正を拒絶し、又は情状が重大であるときは、5万元 以上50万元以下の罰金[4]を科し、かつ、関係主管部 門が関連業務の一時停止、業務停止・整頓、ウェブ サイトの閉鎖、行政処罰としての関連業務許可証の 取消し又は行政処罰としての営業許可証の取消し

を命じ、直接に責任を負う主管人員その他の直接責 任者に対しては1万元以上10万元以下の罰金を科す ることができる。」と規定し、厳格な行政処罰を規 定することにより実名制の徹底が図られることを企 図している。

## Ⅲ. 本論-中国から海外に 対する情報流通規制

「データ三法」により新たに登場した中国から海 外に対する情報流通規制を以下概観し、日本企業 及び日系企業として留意すべき点を可能な限り明ら かにする。

## 1. 「ネットワーク安全法」に基 づく情報流通規制[5]

1、「ネットワーク安全法」第37条は次のとおり規 定する。

第37条 基幹情報インフラストラクチャーの運 営者が中華人民共和国の境内での運営におい て収集し、及び発生させた個人情報及び重要 データは、境内において保存しなければならな い。業務の必要により、確かに境外に対し提供 する必要のある場合には、国家ネットワーク安 全及び情報化部門が国務院の関係部門と共同 して制定する弁法に従い安全評価をしなければ ならない。法律及び行政法規に別段の定めのあ る場合には、当該定めによる。

以上より、「基幹情報インフラストラクチャーの運 営者」は、原則として「中華人民共和国の境内での 運営において収集し、及び発生させた個人情報及び 重要データは、境内において保存しなければならな い」のであり、例外的に「業務の必要により、確かに 境外に対し提供する必要のある場合には、国家ネッ トワーク安全及び情報化部門が国務院の関係部門 と共同して制定する弁法に従い安全評価をし」たう えで、中国から海外に持ち出すことが可能となる。

2、そこで、「基幹情報インフラストラクチャーの運

営者しの意義が問題となるところ、その内実である 「基幹情報インフラストラクチャー」 について、同 法第31条第1項は次のとおり規定する。

第31条 国は、公共通信及び情報サービス、エ ネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電 子政務等の重要業種及び分野その他の一旦破 壊を受け、機能を喪失し、又はデータが漏洩す ると、国の安全、国民経済・人民生活及び公共 利益を重大に脅かすおそれのある基幹情報イ <u>ンフラストラクチャー</u>について、ネットワーク安 全等級保護制度を基礎として、重点保護を実行 する。基幹情報インフラストラクチャーの具体 的範囲及び安全保護弁法については、国務院が これを制定する。

3、「基幹情報インフラストラクチャー安全保護条 例」(2021年7月30日国務院令第745号により公 布、同年9月1日施行) 第2条もこれと同様の定義規 定を設ける。

第2条 この条例において 「基幹情報インフラス トラクチャー」とは、公共通信及び情報サービ ス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービ ス、電子政務、国防科学技術工業等の重要業種 及び分野の、並びに一旦破壊を受け、機能を喪失 し、又はデータが漏洩すると、国の安全、国民経 済・人民生活及び公共利益を重大に脅かすおそ れのあるその他の重要なネットワーク施設、情 報システム等をいう。

4、同条例は、「基幹情報インフラストラクチャー」 該当性について、次の規定を設ける。以下の下線部 のとおり、公安部への備案 (届出) が必要とされる 点が「総体国家安全観」との関係で興味深い。

第8条 第2条のかかわる重要業種及び分野の 主管部門及び監督管理部門は、基幹情報インフ ラストラクチャー安全保護業務に責任を負う部 門(以下「保護業務部門」という。)である。

第9条 保護業務部門は、当該業種及び当該分 野の実際を考え合わせ、基幹情報インフラスト ラクチャー認定規則を制定し、かつ、国務院の 公安部門に報告して備案を受ける。

認定規則を制定するにあたっては、主として 次に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (一) 当該業種又は当該分野の基幹中核業務に 対するネットワーク施設、情報システム等の重 要程度
- (二)ネットワーク施設、情報システム等が一旦 破壊を受け、機能を喪失し、又はデータが漏洩 するともたらされるおそれのある危害程度
- (三) 他の業種及び分野に対する関連的影響

## 2.「データ安全法」及びその関 連法規に基づく情報流通規制

1、「データ安全法 | 第31条も、「ネットワーク安全 法 | 第37条第1項と同様、中国から海外への情報流 诵規制の条文を設ける。

第31条 基幹情報インフラストラクチャーの運 営者が中華人民共和国の境内において運営中に 収集し、及び牛成した重要データの出境にかか る安全管理には、「ネットワーク安全法」の規定 を適用する。その他のデータ処理者が中華人民 共和国の境内において運営中に収集し、及び生 成した重要データの出境にかかる安全管理弁法 は、国のネットワーク安全・情報化部門が国務院 の関係部門と共同してこれを制定する。

2、「ネットワーク安全法 | 第37条第1項及び「デー 夕安全法」第31条との関係で重要であるのは、 「データ出境安全評価弁法 | 第4条 (2022年7月7 日国家インターネット情報弁公室令第11号により 公布、9月1日施行) である。<sup>[6]</sup>

第4条 データ処理者は、境外に対しデータを 提供するにあたり、次に掲げる事由の1つがあ る場合には、所在地の省級のネットワーク安 全・情報化部門を通じて国のネットワーク安 全・情報化部門に対しデータ出境安全評価を申 請しなければならない。

- (一) データ処理者が境外に対し重要データを 提供するとき。
- (二) 基幹情報インフラストラクチャーの運営者 及び100万人以上の個人情報を処理するデータ 処理者が境外に対し個人情報を提供するとき。
- (三)前年1月1日から累計で境外に対し10万人 の個人情報又は1万人の機微な個人情報を提供

したデータ処理者が境外に対し個人情報を提 供するとき。

(四) 国のネットワーク安全・情報化部門が定 める、データ出境安全評価を申請する必要があ るその他の事由

当該条文が重要であるのは、以下の理由による。

- (1) 「ネットワーク安全法 | 第37条第1項及 び「データ安全法 | 第31条が中国から海外に 対する情報流通規制を行う明確な対象は「基 幹情報インフラストラクチャーの運営者 | の みであった。
- (2) 「データ安全法 | 第31条第2文は「その 他のデータ処理者が中華人民共和国の境内に おいて運営中に収集し、及び生成した重要デー タの出境にかかる安全管理弁法は、国のネッ トワーク安全・情報化部門が国務院の関係部 門と共同してこれを制定する。」と規定するも のの、「ネットワーク安全法」第37条第2項が 「国は、基幹情報インフラストラクチャー以外 のネットワーク運営者が自由意思により基幹 情報インフラストラクチャー保護体系に参与す ることを奨励する。」と規定していたことから、 「その他のデータ処理者」による中国から海 外に対する情報流通規制は任意になるかと期 待された。
- (3)しかし、「データ出境安全評価弁法」 第4条柱書は「データ処理者は、境外に対し データを提供するにあたり、次に掲げる事由 の1つがある場合には、所在地の省級のネッ トワーク安全・情報化部門を通じて国のネッ トワーク安全・情報化部門に対しデータ出境 安全評価を申請しなければならない。」と規 定し、「基幹情報インフラストラクチャーの運 営者」に限定されない「データ処理者」に対し て、政府当局に対する安全評価申請義務を課 したのである。

これにより、「ネットワーク安全法 | 第37条第2項 は一部空文化し、「データ出境安全評価弁法」第4 条第1号乃至第3号のいずれかに該当する場合、「基 幹情報インフラストラクチャーの運営者」でなくと も、政府当局に対する安全評価申請義務を負うこと になったのである(当該義務を負う場合、政府当局

との関係で安全評価手続きが完了するまで、中国か ら海外に対するデータ提供はできないことになる、 と理解すべきであろう)。

3、そこで、そもそも「データ処理者」とは何かが問 題となるが、「データ安全法」第3条第1項、第2項が その定義に役立つ。

第3条 この法律において「データ」とは、情報 に対する電子その他の方式による何らかの記録 をいう。

データ処理には、データの収集、保存、使用、加工、 伝送、提供、公開等を含む。

すなわち、「データ処理者」とは、「情報に対する 電子その他の方式による何らかの記録」について、 「収集、保存、使用、加丁、伝送、提供、公開等を含 ま! 行為をする者をいい、およそ全ての円系企業 (外 商投資企業) がこれに該当することになる (ちなみに 日系企業だけでなく、例えば司法部の認可を得て設 立された日本の法律事務所の北京や上海の非法人で ある支店も「データ処理者」に該当する)。

4、これまで日系企業の圧倒的多数は「基幹情報イ ンフラストラクチャーの運営者」に該当しないと考 えられてきたが、「データ出境安全評価弁法」が施 行された2022年9月1日以降、すべての日系企業は 「データ出境安全評価弁法 | 第4条第1号乃至第3号 のいずれかに該当する場合、「基幹情報インフラスト ラクチャーの運営者」と同様、政府当局に対する安 全評価申請義務を負う政府当局に対する安全評価 申請義務を負うことになったのであるから、第1号乃 至第3号の法律要件が正確に認識され、自社(日系 企業) に対して、適切にあてはめられなければならな い。そのように意識して第1号乃至第3号を見ると、該 当性は2つの類型に分けられることがわかる。

#### 1) 第1の類型- 「重要データ」 該当 性基進

第1の類型は「データ処理者」の属性とは無関係

に、「重要データ」に該当するか否かを法律要件と する場合である。

これについて、「データ出境安全評価弁法 | 第19 条は次のとおり規定する。

第19条 この弁法にいう「重要データ」とは、 ひとたび改ざん、破壊若しくは漏洩又は不法取 得、不法利用等に遭遇すれば、国の安全、経済 運営、社会の安定、公共の健康及び安全等に害 を及ぼすおそれのあるデータをいう。

しかし、この定義規定は抽象性が高く、予見可能 性の担保が困難である。その典型例は生産技術情 報である。すなわち、メーカーである日系企業(生産 型外商投資企業) が中国において独自に開発した 生産技術を「重要データ」ではないと判断して、定 期、不定期に親会社宛、情報提供をしていたところ、

「製造2025」に代表されるように世界レベルにお ける生産技術の競争性を重視する政府当局から「そ れは重要データであり、安全評価手続きを経ないで なされた貴社の親会社宛、情報提供は「データ出 境安全評価弁法」第4条及びその前提となる「デー タ安全法」第31条違反である」との批判を受けて、 「データ安全法 | 第46条により行政処罰を受ける 事態が想定される。

第46条 第31条の規定に違反し、境外に対し重 要データを提供した場合には、関係する主管部 門が是正するよう命じ、警告をするものとし、 10万元以上100万元以下の罰金を併科すること ができ、直接に責任を負う主管人員その他の直 接責任人員に対しては1万元以上10万元以下の 罰金を科することができる。情状が重大である ときは、100万元以上1000万元以下の罰金を科 するものとし、かつ、関連業務の一時停止若し くは業務停止・整頓を命じ、行政処罰として関 連業務許可証を取り消し、又は行政処罰として 営業許可証を取り消すことができ、直接に責任 を負う主管人員その他の直接責任人員に対して は10万元以上100万元以下の罰金を科する。

「重要データ」の定義規定の抽象性、曖昧性に起 因する問題は、「データ安全法」第21条第1項、第3 項(以下、下線部)が規定する「重要データの目録」、 「重要データの具体的目録」の整備が進むにつれ て解消していくことが期待される。

第21条 国は、データ分類分級保護制度を確立 し、データの経済社会発展における重要度及び 改ざん、破壊若しくは漏洩又は不法取得若しく は不法利用にひとたび遭遇した場合に国の安 全、公共利益又は個人若しくは組織の適法な権 益に対しもたらす危害の程度に基づき、データ に対し分類分級保護を実行する。 国家データ 安全業務調整メカニズムは、関係部門を統一的 に調整し、重要データの目録を制定させ、重要 データに対する保護を強化する。

国の安全、国民経済の命脈、重要な民生、重大 公共利益等に関係するデータは、国の中核デー 夕に属し、更に厳格な管理制度を実行する。

各地区及び各部門は、データ分類分級保護制 度に従い、当該地区、当該部門及び関連業種又 は分野の重要データの具体的目録を確定し、目 録に組み入れられたデータに対し重点保護を実 行しなければならない。

しかし、それにはなお数年単位の時間を要するこ とが予想され、それまでの間は行政処罰を回避しな ければならないという萎縮的効果から、「重要デー タ」該当性が明確でなくとも、日系企業は政府当局 に対する安全評価申請義務を履行しようと試みる かもしれない。その行動は遵法精神に則ったもので あり、賞賛されるべきであるが、自社が安全評価申 請義務を負うか、又は負う可能性があることを前提 とする場合、それが完了するまでの間 (又は政府当 局から当該義務がないとのお墨付きをもらうまで の間)、「重要データ」に該当する可能性のある情報 (例えば生産技術情報)の親会社宛、提供は控える ことになり得る。

## 2) 第2の類型-単純量的基準

「重要データ」該当性基準以外に単純量的基準 がある。これは「データ処理者」の属性に注目する アプローチであり、「100万人以上の個人情報を処 理するデータ処理者 | であるか否か (第2号)、及び、

「前年1月1日から累計で境外に対し10万人の個人 情報又は1万人の機微な個人情報を提供したデータ 処理者」であるか否か(第3号)が問題とされる。

ここにおいて「機微な個人情報」とは、「個人情報 保護法 | 第28条第1項は次のとおり定義される。

第28条 機微な個人情報は、ひとたび漏洩し、 又は不法に使用されれば、容易に自然人の人格 の尊厳が侵害を受け、又は人身若しくは財産の 安全が危害を受けることになる個人情報であ り、これには、生体認証、宗教信仰、特定の身 分、医療健康、金融口座、移動履歴等の情報並 びに14歳未満の未成年者の個人情報を含む。

後述するとおり、「個人情報保護法」により個人 情報の越境移動について当該個人の単独同意が必 要であるという情報流通規制が登場した現在、「前 年1月1日から累計で境外に対し10万人の個人情報 又は1万人の機微な個人情報を提供したデータ処 理者」に該当する日系企業は想定し得ないけれど も、顧客である多数の中国公民を擁する日系企業 には(現在に至るまでの累計で)「100万人以上の 個人情報を処理するデータ処理者」に該当するとこ ろがあろう。この場合、「基幹情報インフラストラク チャーの運営者」と異なり、「一日破壊を受け、機能 を喪失し、又はデータが漏洩すると、国の安全、国 民経済・人民生活及び公共利益を重大に脅かすおそ れ」があるか否かを問わず、単純量的基準をクリア するだけで、安全評価申請義務を負う「データ処理 者」に該当することとなることに留意を要する。

## 3. 「個人情報保護法」による情 報流涌規制

「ネットワーク安全法」と「データ安全法」によ る中国から海外に対する情報流通規制が「総体国 家安全観しに依拠するのに対して、「個人情報保護 法」は個人のプライバシー権と表裏一体をなす個人 情報保護を目的とするものであるから[7]、「総体国 家安全観しとの関係は相対的に希薄化する。

しかし、個人情報のクロスボーダー提供のための 法律要件は、クロスボーダー提供について個人の単 独の同意(具体的な処理活動にあたり、個人情報の 項目ごとに個人の同意を取得することを指し、多項 目の個人情報や多種の処理活動に対する一括での 同意を含まない) を得ることが要求されている点で (以下、下線部)、非常に厳格である(「個人情報保 護法」第38条、第39条)。

第38条 個人情報処理者は、業務等の必要によ り、確かに中華人民共和国の境外に対し個人情 報を提供する必要がある場合には、次に掲げる 条件の1つを具備しなければならない。

- (一)第40条の規定により国のネットワーク安 全・情報化部門の組織した安全評価に合格して いること。
- (二) 国のネットワーク安全・情報化部門の規 定に従い専門業務機構の実施する個人情報保 護認証を経ていること。
- (三)国のネットワーク安全・情報化部門が制定 した標準契約に従い境外の受領者と契約を締結 し、双方の権利及び義務を約定していること。
- (四) 法律、行政法規又は国のネットワーク安 全・情報化部門所定のその他の条件

中華人民共和国が締結し、又は参加する国際 条約又は協定において、中華人民共和国の境外 に対する個人情報の提供の条件等について定 めがある場合には、当該定めに従って執行する ことができる。

個人情報処理者は、必要な措置を講じ、境外 の受領者による個人情報の処理にかかる活動 がこの法律所定の個人情報保護標準に達する ことを保障しなければならない。

第39条 個人情報処理者は、中華人民共和国 の境外に対し個人情報を提供する場合には、個 人に対し境外の受領者の名称又は氏名、連絡 方式、処理目的、処理方式、個人情報の種類及 び個人が境外の受領者に対しこの法律所定の 権利を行使する方式及び手続等の事項を告知 し、かつ、個人の単独の同意を取得しなければ ならない。

その違反に対する行政処罰も厳しい内容である ことに留意すべきである。

第66条 この法律の規定に違反して個人情報 を処理し、又は個人情報を処理するにあたりこ の法律所定の個人情報保護にかかる義務を履 行しない場合には、個人情報保護職責を履行す る部門が是正するよう命じ、警告をし、違法所 得を没収し、個人情報を違法に処理したアプリ ケーションプログラムについてサービスの提供 を一時的に停止し、又は終了するよう命ずる。 是正を拒絶した場合には、100万元以下の罰金 を併科する。直接に責任を負う主管人員その他 の直接責任人員に対しては、1万元以上10万元 以下の罰金を科する。

前項所定の違法行為をし、情状が重大である 場合には、省級以上の個人情報保護職責を履行 する部門が是正するよう命じ、違法所得を没収 し、5000万元以下又は前年度の営業額の100 分の5以下の罰金を併科するものとし、かつ、関 連業務の一時停止若しくは業務停止・整頓を命 じ、又は関係主管部門に通報して関連業務許可 の行政処罰としての取消し若しくは営業許可証 の行政処罰としての取消しをさせることができ る。直接に責任を負う主管人員その他の直接責 任人員に対しては、10万元以上100万元以下の 罰金を科するものとし、かつ、当該人員が一定 期間内において関連する企業の董事、監事、高 級管理者及び個人情報保護責任者を担任する ことを禁止する旨を決定することができる。

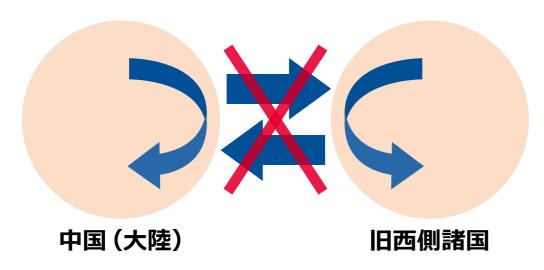
## Ⅳ. 最後に-中国と旧西側諸 国間の情報デカップリング

前述のとおり、生産技術情報が実際に「重要 データ」と判断され、政府当局に対する安全評価申 請義務が課される場合、「データ出境安全評価弁 法」に基づく政府当局からのお墨付きを速やかに 得られるとは限らない[8]。長期間待たされたり、お 墨付きを得られなかったりする事案も出てくると予 想される。そうなると、中米貿易摩擦を含むが、こ れに限らない中米の緊張関係が高まる中、ただで さえサプライチェーンにおける中国牛産拠点の見直 し機運が高まっているのに加えて、「データ三法」 が日本企業の中国に対する生産技術提供を躊躇さ

せる契機ともなりかねない。「データ三法」はこう して例えば生産技術情報に関する中国と旧西側諸 国間の情報デカップリングを促進する可能性を内 包するのである。

#### (イメージ図)

(例) お互いが技術的優位を確保すべく、従来頻繁にあった生産技術交流が大幅減少し得る



- 【1】 <a href="http://j.people.com.cn/n/2014/1024/c94474-8799449.html">http://j.people.com.cn/n/2014/1024/c94474-8799449.html</a>。コミュニケ全体について、<a href="http://japanese.china.org.cn/politics/txt/2014-12/02/content">http://japanese.china.org.cn/politics/txt/2014-12/02/content</a> 34208656.htm参照。
- 【2】 2001年12月11日国務院令第333号により発布、2002年1月1日施行、2008年9月10日国務院令第534号により改正発布、同日施行、2016年2月6日国務院令第666号により改正発布、同日施行、2022年3月29日国務院令第752号により改正公布、同年5月1日施行。
- 【3】 「データ三法」における関係条文を挙げれば、例えば「ネットワーク安全法」第28条がある。

第28条 ネットワーク運営者は、公安機関及び国の安全機関のため法により国の安全及び犯罪捜査の活動を維持保護し技術サポート及び協力を提供しなければならない。

- 【4】 中国語原文は「罰款」であり、行政処罰としての反則金である。
- 【5】 この問題に関する2019年時点での筆者の論考について、「JBIC中国レポート2019年第3号」 掲載の「「ネットワーク安全法」 及び「個人情報安全規範」に基づく個人情報保護」と「国際商事法務」 2019年12月号 「中国: 「ネットワーク安全法」 に基づく個人情報保護に関する2つの誤解とその対応策 | 参照。
- [6] 弁法の詳細について、「JBIC中国レポート2022年第2号」の「中国における外国企業の投資関連制度情報-データの出境に関する規範パッケージ」参照。
- 【7】 この問題に関する筆者の論考について、「JBIC中国レポート2020年第3号」 掲載の「一 個人情報保護制度の再考 一 個人情報の人格権としての法的保護を契機として」参照。
- [8] 安全評価申請のフローについて、「JBIC中国レポート2022年第2号」の「中国における外国企業の投資関連制度情報-データの出境に関する規範パッケージ」参照。

## 中国における外国企業の投資関連制度情報

## 外商投資に関する 規定の改正

2022年3月29日、国務院は「一部の行政法規の改正及び廃止に関する国務院の決定」(国令第752号)を公布し、「外商投資電信企業管理規定」の4回目<sup>[1]</sup>の改正を行った。改正された「外商投資電信企業管理規定」は2022年5月1日より施行された。

2022年9月9日、デリバリー・バーサス・ペイメント 改革(以下「DVP改革」という)を推進し、「適格国 外機関投資家及び人民元適格国外機関投資家境内 証券先物投資管理弁法」(中国証券監督管理委員 令第176号)(以下「管理弁法」という)を試行する ため、中国証券監督管理委員は「適格国外機関投資 家及び人民元適格国外機関投資家の国内証券取引 登記決済業務に関する規定」(中国証券監督管理委 員公告[2022]44号、2022年9月9日施行)を改正・ 公布した。

この2件の法規の改正により、関連する制度との 連接が整えられた。本稿では、その改正内容につい て整理説明をする。

## I. 「外商投資電信企業管理 規定」(以下「外資電信規 定」という) の改正

### 1. 外商投資電信企業について

#### 1) 発展状況

中国情報通信研究院の<sup>[2]</sup>「国内付加価値電信業務許可<sup>[3]</sup> 状況報告 (2022年9月)」によれば、「外商投資企業の割合は、引き続き急上昇している」とされている。2022年9月末現在、中央の発表によれば、付加価値電信業務の事業者のうち、国有持分支配企業は1376社で事業者総数の4.62%を占め、民営持分支配企業は27329社で事業者総数の91.70%を占め、外商投資企業は1097社で事業者総数の3.68%を占めている。

### 2) 外商投資電信企業の定義の改正

外商投資電信企業の定義を「外商投資法」<sup>[4]</sup> (2020年1月1日施行)と一致させ、「外商投資電信企業とは、外国投資家が法により中華人民共和国の境内において設立する、電信業務を経営する企業をいう」に改正した(第2条)。

## 2. 外国側投資家の出資比率制限の緩和

#### 1) 例外規定の追加

「外資電信規定」の改正では外国側投資家の出 資比率制限を調整しなかったが、出資比率制限に例 外規定を追加した。基礎電信業務 (無線呼出業務 を除く)を経営する外商投資電信企業の外国側投 資家の、企業における出資比率は、最終的に49%を 超えてはならず、付加価値電信業務 (基礎電信業務 における無線呼出業務を含む) を経営する外商投 資電信企業の外国側投資家の、企業における出資 比率は、最終的に50%を超えてはならない。ただ し、国に別段の定めのある場合を除く。

第6条 基礎電信業務 (無線呼出業務を除く。) を経営する外商投資電信企業の外国側投資家 の、企業における出資比率は、最終的に49% を超えてはならない。ただし、国に別段の定め のある場合を除く。

付加価値電信業務(基礎電信業務におけ る無線呼出業務を含む。) を経営する外商投 資電信企業の外国側投資家の、企業におけ る出資比率は、最終的に50%を超えてはな らない。ただし、国に別段の定めのある場合 を除く。

#### 2) 「国に別段の定めのある場合」に ついて

「外資電信規定」の改正前に、自由貿易試験区等 の地区では、外国投資家が付加価値電信業務に参 与する場合の持分比率制限について、より開放的な 参入許可政策が存在していた。そのうち一部の主な 規定を次のとおり整理した。

#### 「中国 (海南) 自由貿易試験区総体方案」の印 刷発布に関する国務院の通知(2018年9月24 日施行)

付加価値電信業務の外資参入にかかる審 査認可権を海南省に移譲し、国内の複数の 通信サービス業務、ネット接続ユーザーのた めのインターネット接続サービス業務、スト アアンドフォワード類業務の外資持分比率 制限を取り消し、外商が国内のインターネッ トバーチャルプライベートネットワーク業務 に投資することを許可する (外資持分比率は 50%を超えない。)。

#### 海南自由貿易港外商投資参入許可特別管理措 置 (ネガティブリスト) (2020年版) (2020年 2月1日施行)

電信会社:付加価値電子業務については、 オンラインデータ処理及び取引処理を除き、

「自由貿易試験区外商投資参入許可特別管 理措置(ネガティブリスト)」に従い執行す る。海南自由貿易港内に実体登録又はサー ビス施設がある企業については、自由貿易港 全域及び国際向けにインターネットデータセ ンター、コンテンツ配信ネットワーク等の業 務を展開することを許可する。 基礎電信業務 は、中国がWTO加盟時に開放を約束した電信 業務に限り、必ず中国側が持分支配しなけれ ばならない。

#### 外商投資参入許可特別管理措置 (ネガティブリ スト)(2021年版)(2022年1月1日施行)

電信会社:中国がWTO加盟時に開放を約束 した電信業務に限り、付加価値電信業務の外 資の持分比率は50%を超えず(電子商取引、 国内マルチ通信サービス、ストアアンドフォ ワード類及びコールセンターを除く。)、基礎 電信業務は、必ず中国側が持分支配しなけれ ばならない。

#### 自由貿易試験区外商投資参入許可特別管理措 置 (ネガティブリスト) (2021年版) (2022年 1月1日施行)

電信会社:中国がWTO加盟時に開放を約束 した電信業務に限るものとし、付加価値電信業 務の外資の持分比率は50%を超えず(電子商 取引、国内マルチ通信サービス、ストアアンド フォワード類及びコールセンターを除く。)、基 礎電信業務は、必ず中国側が持分支配しなけれ ばならない(かつ、経営者は、必ず法により設立 された、基礎電信業務に専門的に従事する会社 でなければならない。)。上海自由貿易試験区 の既存区域(28.8平方キロメートル)の試行政 策をすべての自由貿易試験区に普及させて執行 する。

#### 「中国(上海)自由貿易試験区における附加価 値電信業務のより一層の対外開放に関する工 業及び情報化部及び上海市人民政府の意見」 (2014年1月6日公布)

#### 開放分野

(1)既にWTOに対する約束により開放してい るけれども、外資持分比率が50%を超えない 情報サービス業務及び保管・転送業務等の2種 の業務の外資持分比率は、50%を超えること を試行することができる。そのうち、情報サー ビス業務には、アプリケーションストアのみを

(2)4種の業務の開放試行を新たに増やす。す なわち、コールセンター業務、国内マルチ通信 サービス業務、インターネット接続サービス業務 (ネット接続ユーザーのためインターネット接 続サービスを提供する。) 及び国内インターネッ ト仮想専用網業務である。そのうち、コールセン ター業務、国内マルチ通信サービス業務及びイ ンターネット接続サービス業務(ネット接続ユー ザーのためインターネット接続サービスを提供 する。) の外資持分比率は、50%を超えることが できる。国内インターネット仮想専用網業務の 外資持分比率は、50%を超えない。

(3)オンラインデータ処理及び取引処理業 務(経営類電子商取引)の外資持分比率は、 55%を超えない。

(4)上記電信業務の経営を申請する企業の登 録地及びサービス施設は、必ず試験区内に設 けなければならない。インターネット接続サー ビス業務(ネット接続ユーザーのためインター ネット接続サービスを提供する。) のサービス 節囲は試験区内に限定するものとし、その他 の業務のサービス範囲は全国に向けることが できる。

「中国(上海)自由貿易試験区においてオンラ インデータ処理及び取引処理業務(経営類電 子商取引) の外資出資持分比率制限を開放す ることに関する通告」(2015年1月13日施行)

試験区内においてオンラインデータ処理及び取 引処理業務 (経営類電子商取引) の外資持分比 率制限の開放を試行し、外資持分比率を100% まですることができる。

#### 「中国(上海)自由貿易試験区において付加価 値電信業務サービス施設の地域制限の一部を 緩和することに関する工業及び情報化部の通 告」(2015年5月29日施行)

1、コールセンター業務の座席を設置する地域 の範囲は、これを試験区から上海市にまで緩和 する。

2、国内インターネットバーチャルプライベート ネットワーク業務のエッジルータを設置する地 域の範囲は、これを試験区から上海市にまで緩 和する。

3、ウェブアクセラレータのノードを全国の範囲 において設置することを許可する。ただし、自ら のウェブサイトのための加速の提供に限るもの とし、規則に違反してコンテンツ配信業務を展 開してはならない。

#### 「オンラインデータ処理及び取引処理業務(経 営類電子商取引) における外資出資持分比率 制限の開放に関する工業及び情報化部の通告」 (2015年6月19日施行)

中国(上海)自由貿易試験区において試行を 展開することを基礎として、全国の範囲内にお いてオンラインデータ処理及び取引処理業務 (経営類電子商取引)の外資出資持分比率の 制限を開放し、外資の出資持分比率を100% までとすることができる。

### 自由貿易試験区において関係する行政法規規 定を一時的に調整実施することに関する国務 院の通知(国函[2020]8号2020年1月15日

「外商投資電信企業管理規定」第2条、第6条 第2項[5] に関連する内容を一時的に調整して実 施し、上海自由貿易試験区の既存エリア(28.8) 平方キロメートル)の試行政策をすべての自由 貿易試験区に拡大して執行し、国務院の工業及 び情報化主管部門が関係部門と協議して関連 する管理弁法を制定する。

#### 香港・マカオのサービス提供者が内地において 電信業務を展開することに関係する問題に関 する工業及び情報化部の通告(2016年6月30 日施行)

1、香港・マカオのサービス提供者が内地におい て合資又は独資の企業を設立し、次に掲げる付 加価値電信業務を提供することを許可する。香 港・マカオ資本の持分比率については、制限を 設けない。

(1)オンラインデータ処理及び取引処理業務 (経営類電子商取引に限る。)

(2)内地の境内マルチ通信サービス業務(「電 信業務分類目録 | 下の 「国内マルチ通信サービ ス業務」)

(3)ストアアンドフォワード類業務

(4)コールセンター業務

(5)インターネット接続サービス業務(ネット接 続ユーザーのためのインターネット接続サービ

#### スの提供に限る。)

(6)情報サービス業務 (アプリケーションストア に限る。)

2、香港・マカオのサービス提供者が内地におい て合資企業を設立し、次に掲げる付加価値電信 業務を提供することを許可する。香港・マカオ 資本の持分比率については、50%を超えない ものとする。

(1)オンラインデータ処理及び取引処理業務 (経営類電子商取引を除く。)

(2)内地の境内インターネットバーチャルプライ ベートネットワーク業務(「電信業務分類目録」 下の「国内インターネットバーチャルプライベー トネットワーク業務」)

(3)インターネットデータセンター業務

(4)インターネット接続サービス業務 (ネット接 続ユーザーのためのインターネット接続サービ スの提供を除く。)

(5)情報サービス業務 (アプリケーションストア を除く。)

### 3. 外国側の主たる投資家の業 績及び運営経験に関する条件が 削除された

基礎電信業務を経営する外商投資電信企業の外 国側の主たる投資家は、基礎電信業務への従事にか かる良好な業績及び運営経験を有すること、附加価 値電信業務を経営する外商投資電信企業の外国側 の主たる投資家は、附加価値電信業務経営にかかる 良好な業績及び運営経験を有しなければならないと いう条件が今回の改正で削除されたが、基礎電信業 務を経営する外商投資電信企業の外国側の主たる 投資家は、登録された国又は地域において基礎電信 業務経営許可証を取得しなければならないという条 件は、改正後でも必要である(第9条第(二)号)。

## 4. 電信業務経営許可申請手続 の改正

### 1)「外商投資電信業務経営審査決 定意見書」及び「外商投資企業認可

#### 証書」に関する条項が削除された

「外商投資電信業務経営審査決定意見書」につ いて、今回の改正前の2021年、工業及び情報化部は すでに審査決定意見書の審査認可を行わないこと を通知している。

「『証書・許可証の分離』改革を深化させる ことに関する工業及び情報化部の通告」(工信 部政法函[2021]159号 2021年6月29日発布 2021年7月1日施行)

· · · (略) · · · 全国の範囲内において、「外 商投資経営電子業務 (基礎電信業務) の審査 認可1、「外商投資経営電信業務(第一類付加 価値電信業務) の審査認可 | 及び 「外商投資経 営電信業務 (第二類付加価値電信業務) の審 査認可」を取り消し、今後は「外商投資経営電 信業務審査決定意見書」を発行せず、相応する 外資審査業務を電信業務経営許可審査認可の プロセスに組み入れる・・・(略)・・・

「外商投資企業認可証書」に関しては、「外商投 資法 | 及びその実施条例により、外商投資企業の設 立にかかる審査認可・備案が取り消された。これに より、2020年1月1日から、商務部は、「外商投資企 業認可証書 | を発行しなくなっており、これを代替 するのが外商投資情報報告制度である。

#### 2) 電信業務経営許可の審査期限が 短縮された

付加価値電信業務に該当する場合には、審査期 限が90日から60日内に短縮された。

第11条 基礎電信業務又は省、自治区若しく は直轄市の範囲を跨ぐ附加価値電信業務を 経営する外商投資電信企業を設立するにあ たっては、中国側の主たる投資家が国務院の 工業及び情報化主管部門に対し申請を提出 し、かつ、次に掲げる文書を報告送付する。

- (1) プロジェクト申請報告
- (2) 前三条所定の合営各投資家の資格証明 又は関係確認文書
- (3) 電信条例所定の、基礎電信業務又は附 加価値電信業務を経営するのに具備するべ

#### きその他の条件の証明又は確認文書

国務院の工業及び情報化主管部門は、申 請を接受した日から前項所定の関係文書に ついて審査をしなければならない。基礎電信 業務に該当する場合には、180日内に審査を 完了し、認可する旨又は認可しない旨の決定 を下さなければならない。附加価値電信業 務に該当する場合には、90日内に審査を完 了し、認可する旨又は認可しない旨の決定を 下さなければならない。認可をするときは、 「外商投資電信業務経営審査決定意見書」 を発給する。認可をしないときは、書面によ り申請人に通知し、かつ、理由を説明しなけ ればならない。

## Ⅱ.「適格国外機関投資家 及び人民元適格国外機関投 資家の国内証券取引登記決 済業務に関する規定」(以下 「規定」という) の改正

今回の「規定」の主たる改正内容には、次を含む。 1つ目として、「管理弁法」に基づき、制定の根拠を修 正し、人民元適格国外機関投資家 (ROFII) を適用範 囲に組み入れた。2つ目として、DVP改革の要求に基 づき、買越しの状況における中国証券登記決算有限 責任公司(以下「中国決算」という。)の違約処理に かかる具体的な規定を改正し、中国決算が関連する 業務規則に従い処理するに改めた。3つ目として、実 際の業務状況に基づき、誤取引の防止及び責任の分 担に関する三者合意の備案要求を調整した。

## 1. 人民元適格国外機関投資家 (ROFII)を適用範囲に組み入れた

第1条 適格国外機関投資家及び人民元適格国 外機関投資家(以下「適格国外投資家」とい う。) の証券取引、登記決済業務の作業をより 一層適切に行い、かつ、取引、登記及び決済業 務における適格国外投資家及びその委託する カストディアン並びに証券会社の三者のそれぞ れの責任及び義務を明確にするため、「適格国

外機関投資家及び人民元適格国外機関投資家 境内証券先物投資管理弁法」及び関連する法 律法規に基づき、この規定を制定する。

## 2. 買越しの状況における中国 決算の違約処理にかかる具体的 な規定を改正した

「証券法」には、「証券登記決済機構は、証券取 引のためネッティング決済サービスを提供する際 は、決済参与者に、DVP決済の原則に従い、証券及 び資金を満額により引き渡し、かつ、受渡担保を提 供するよう要求しなければならない」と定められて いる (第158条第2項)。2022年1月14日、証監会 は、正式にDVP改革を始動させた。DVP改革の要求 に基づき、「規定」では、カストディアン又は証券会 社が買越証券の受渡責任を引き受けることができ ない場合には、中国決算が、カストディアンが指定 した、その受託管理する適格投資家の証券口座か ら、買越金額の120%に相当する証券を引き落とす ことに関する規定が削除され、「中国決算は、関連 する業務規則に従い処理する」に改められた。

第6条 証券市場の決済秩序及び決済システムの 安全な運営を確実に保証するため、いかなる原 因によりもたらされたかを問わず規則に違反し た証券買越行為について、合意においては、次に 掲げる原則に従い処理しなければならない。

- (一) カストディアンは、その受託管理の職責 により、直ちに証監会及び中国決算に対し報告 しなければならない。
- (二)いずれの一方も、証券買越しの状況を 発見した場合には、直ちに他の二者に通知し、 もって買越しの誤りの責任者を速やかに確定 することができるようにしなければなない。
- (三)カストディアンの誤りにより証券買越行 為がもたらされた場合には、カストディアンは、 買越部分の証券について中国決算に対し受渡 責任を負わなければならず、かつ、買越部分の 証券について処分権及び収益権を享有する。同 時に、カストディアンによる証券の処分は、証 券会社に委託してこれをすることができるもの とし、中国決算は必要な協力を提供する。

(四)証券会社に起因してもたらされた証券 買越行為について、カストディアン及び証券会 社は、中国決算に対し買越証券部分の非取引 名義書換手続を直接にし、買越証券の名義を 証券会社に書き換えなければならず、同時に、 中国決算が証券会社の決済預け金口座から、 買越証券と同等額の資金をカストディアンの 決済預け金口座に振り込む。

(五) T+1日の午前12時までに、適格国外投資家及びカストディアンと証券会社とが証券買越しの原因を究明することができず、又は買越しの誤りの責任者を確定することができない場合には、合意において確定された指定当事者が合意の規定に従い手続しなければならない。

(六)カストディアン又は証券会社が上記第 (三)号から第(五)号の規定どおりに買越

証券の受渡責任を負うことができない場合には、中国決算は、関連する業務規則に従い受渡 処理及び違約処分をする権利を有する。

# 3. 誤取引の防止及び責任の分担に関する三者合意の備案要求を調整した

改正後、関係各当事者は、合意を証監会に報告し て備案する必要がなくなった。

第4条 適格国外投資家及びその委託するカストディアン並びに証券会社は、合意を締結し、誤取引の防止及び誤取引が既に発生した状況におけるそれぞれの責任及び義務を明確にしなければならない。当該合意は、証券取引場所及び中国決算に報告して備案を受けなければならない。合意には、少なくとも次の内容を含まなければならない。

- (一) 合意各当事者の名称、住所、専門連絡担当者並びにその住所及び連絡方式
- (二) 誤取引を防止する統制手続並びに当該手 続における各当事者の責任及び義務
- (三) 誤取引が発生した後の処理手続並びに当該手続における各当事者の責任及び義務
- (四) 誤取引を是正するため非取引名義書換手 続をする際の申請人
- (五)指定当事者(いかなる原因によりもたらされたかを問わず証券買越行為について、中国決算に対し受渡責任を負う当事者をいう。)
- (六) 合意期間
- (七) 各当事者の約定するその他の内容

【1】「外商投資電信企業管理規定」(2001年12月11日国務院令第333号により発布、2002年1月1日施行)

1回目の改正:2008年9月10日国務院令第534号により改正発布、同日施行

2回目の改正:2016年2月6日国務院令第666号により改正発布、同日施行

3回目の改正: 2022年3月29日国務院令第752号により改正公布、同年5月1日施行

- 【2】 中国情報通信研究院は、1957年に設立され、工業及び情報化部の直属科学研究事業単位である。
- 【3】 「電信条例」(2016年改正)

第7条 国は、電信業務経営について電信業務分類に従い許可制度を実行する。

電信業務の経営については、必ずこの条例の規定により国務院の情報産業主管部門又は省、自治区若しくは直轄市の電信管理機構の発行する電信業務経営許可証を取得しなければならない。

電信業務経営許可証を取得していない場合には、いかなる組織及び個人も、電信業務経営活動に従事してはならない。

第8条 電信業務は、これを基礎電信業務及び附加価値電信業務に分ける。

「基礎電信業務」とは、公共ネットワークインフラストラクチャー、公共データ伝送及び基本音声通信サービスを提供する業務をいう。「附加価値電信業務」とは、公共ネットワークインフラストラクチャーを利用して提供される電信及び情報サービスの業務をいう。

電信業務分類の具体的な区分は、この条例に添付する「電信業務分類目録」の中にこれを列挙する。国務院の情報産業主管部門は、実情に基づき、目録に列挙する電信業務分類項目について局部的な調整をし、新たに公表することができる。

【4】「外商投資法」

この法律において「外商投資」とは、外国の自然人、企業その他組織 (以下「外国投資家」という。) が直接又 は間接に中国の境内において実施する投資活動をいい、これには、次に掲げる事由を含む。

- (一) 外国投資家が単独で、又は他の投資家と共同で中国の境内において外商投資企業を設立すること。
- (二) 外国投資家が中国の境内の企業の株式、出資持分、財産持分その他の類似権益を取得すること。
- (三) 外国投資家が単独で、又は他の投資家と共同で中国の境内において新規建設プロジェクトに投資すること。

(四) 法律、行政法規又は国務院の定めるその他の方式の投資

この法律において「外商投資企業」とは、全部又は一部につき外国投資家が投資し、中国の法律により中国の境内において登記登録を経て設立された企業をいう。

【5】 外商投資電信企業管理規定(2016年)(改正前)

第2条「外商投資電信企業」とは、外国投資家が中国の投資家と中華人民共和国の境内において法により中外合資経営形式をもって、共同して投資し設立する電信業務を経営する企業をいう。

第6条第2項 附加価値電信業務 (基礎電信業務中の無線呼出業務を含む。) を経営する外商投資電信企業の外国側投資家の、企業における出資比率は、最終的に50%を超えてはならない。

**42** JBIC中国レポート | 2022年度 3号 JBIC中国レポート | 2022年度 3号 **43** 

## 新公布法令·改正法令情報

## 主な新公布法令

## 主な新公布法令い

(2022年5月から2022年7月までの期間にて公布 された新法令のうち、特に重要と思われるものにつ いて会社設立・M&A、税関管理、外貨管理、税務・ 会計、その他の項目別にとりまとめたもの。)

#### 会社設立·M&A

法令名: 遊休資産を更に活用し有効投資を拡大 することに関する国務院弁公庁の意見

公布部門: 国務院弁公庁 文書番号: 国弁発[2022]19号

公布日: 2022年5月19日

施行日:-

概要等: 重点活用する資産の規模が大きく、目 下の収益が比較的良好で、又は潜在的成長力が 比較的大きいインフラプロジェクト資産には、交 通、水利、クリーンエネルギー、保障性賃貸住宅、 水道・電気・ガス・熱等の市政施設、生態環境保 護、産業園区、倉庫貯蔵・物流、観光、新型イン フラ等を含む。より一層推薦及び審査確認の効 率を高め、条件に適合する更に多くのインフラ REITプロジェクトの発行・上場を奨励する。

#### 税関管理

法令名:輸出入貨物税金納付期間の明確化に 関する公告

公布部門: 税関総署

文書番号:公告2022年第61号

発布日: 2022年7月15日

施行日: 2022年7月15日

概要等:納税義務者は、税関の税金納付通知の 作成日から15日以内に、法により税金を納付し なければならず、集計徴税モデルを採用してい る場合には、納税義務者は、税関の税金納付通 知の作成日から15日以内又は翌月第5業務日の 終了前に法により税金を納付しなければなら ない。上記の期間内に税金を納付しない場合に は、税関は、納付期間満了日から税金完納の日 まで、滞納税金の1万分の5の延滞金を日単位 で追加徴収する。

法令名:高級認証企業の利便措置を増やし対外 貿易の安定化保持及び品質向上を促進すること に関する税関総署の通知

公布部門: 税関総署

文書番号: 署企発[2022]73号

発布日: 2022年7月15日

施行日:2022年7月15日

概要等:高級認証企業の輸出入貨物サンプルを 実験室に送り検査することが必要な状況につ いては、実験室管理システムの検査申請インタ フェースで「至急」オプションを選択すれば、検 査終了後に遅滞なく検査報告書を発行する。

例) 企業所得税法に基づき制定された税務通達 公布日:2009年7月1日、施行日:2008年1月1日(遡及適用)。

また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

### 外貨管理

法令名: 外貨市場による実体経済への奉什をよ り一層促進することに関係する措置に関する国 家外貨管理局の通知

公布部門: 国家外貨管理局 文書番号: 匯発[2022]15号

公布日: 2022年5月12日 施行日:2022年5月12日

概要等: 「人民元転・外貨販売予約業務の取扱い の合作に関係する問題に関する国家外貨管理局 の通知」(匯発[2010]62号)、「銀行貴金属業務 為替レートエクスポージャー外貨管理に関係す る問題に関する国家外貨管理局の通知」(匯発 [2012]8号) 及び [人民元転・外貨販売予約業務 の完全化に関係する外貨管理問題に関する国家 外貨管理局の通知」(匯発[2018]3号)は、同時に これらを廃止する。従前の規定とこの通知とが一 致しない場合には、この通知を基準とする。

法令名: 境外機関投資家の中国債券市場投資 により一層便宜をはかることに関係する事項に ついて

公布部門:中国人民銀行,中国証監会,国家外

貨管理局

文書番号:公告[2022]第4号 公布日: 2022年5月27日

施行日: 2022年6月30日

概要等: インターバンク債券市場への参入を許 可された境外機関投資家は、直接に、又は相互 接続方式を通じて取引所債券市場に投資するこ とができる。境外機関投資家は、中国債券市場 において、現物債、債券貸借、リスク管理を目的 とした関連デリバティブ商品、オープン型イン デックス投資ファンドその他中国人民銀行又は 中国証監会が認可した取引を展開することがで きる。

法令名: ハイテク及び「専門化・精密化・特徴 化・斬新化」企業を支持しクロスボーダー融資 利便化試行を展開することに関する国家外貨管 理局の通知

公布部門: 国家外貨管理局 文書番号: 匯発[2022]16号 公布日: 2022年5月30日 施行日: 2022年5月30日

概要等:前期に既に試行を展開している上海市 分局、江蘇省分局、湖北省分局、広東省分局、北 京外貨管理部、重慶外貨管理部、海南省分局、 深圳市分局及び寧波市分局の管轄内の、条件に 適合するハイテク企業及び「専門化・精密化・特 徴化・斬新化」企業は、1000万米ドル等価値を 超えない限度額内において自ら外債を借りるこ とができる。天津市分局、山東省分局、四川省分 局、陝西省分局、浙江省分局、安徽省分局、湖南 省分局及び青島市分局の管轄内の、条件に適合 するハイテク企業及び「専門化・精密化・特徴 化・斬新化」企業は、500万米ドル等価値を超え ない限度額内において自ら外債を借りることが できる。

法令名:ハイテク及び「専門化・精密化・特徴 化・斬新化 | 企業を支持しクロスボーダー融資 利便化試行を展開することに関する国家外貨管 理局の通知

公布部門: 国家外貨管理局 文書番号: 匯発[2022]16号 公布日: 2022年5月30日

施行日: 2022年5月30日

概要等:前期に既に試行を展開している上海市 分局、江蘇省分局、湖北省分局、広東省分局、北 京外貨管理部、重慶外貨管理部、海南省分局、 深圳市分局及び寧波市分局の管轄内の、条件に 適合するハイテク企業及び「専門化・精密化・特 徴化・斬新化」企業は、1000万米ドル等価値を 超えない限度額内において自ら外債を借りるこ とができる。天津市分局、山東省分局、四川省分 局、陝西省分局、浙江省分局、安徽省分局、湖南 省分局及び青島市分局の管轄内の、条件に適合 するハイテク企業及び「専門化・精密化・特徴 化・斬新化」企業は、500万米ドル等価値を超え ない限度額内において自ら外債を借りることが できる。

### 税務・会計

法令名:グリーン発展の支持にかかる税金・費 用優遇政策指針

公布部門: 税務総局

<sup>【1】</sup> 本来、法令の公布は、中央性法規については国務院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員会の承認を経てなさ れる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認できない法令、規範性文書 (法令以外の文書) についても、便宜上、 その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している (「-」は未確認 の意)。また一部法令については、遡及施行されている。

文書番号:-

発布日: 2022年5月31日

施行日:-

概要等:経済社会発展が全面的に環境保護志向へモデルチェンジすることを援助し、かつ、持続可能な発展戦略を実施するため、国は、環境保護の支持、省エネルギーと環境保護の促進、資源の総合利用の奨励及び低炭素産業の発展の推進という4つの面から、56項目のグリーン発展の支持にかかる税金・費用優遇政策を実施した。

法令名: 2022年新たな組合せ式税金・費用支 持政策指針

公布部門: 税務総局

文書番号:-

発布日: 2022年5月13日

施行日:-

概要等: 享受主体、優遇内容、享受条件及び政策 根拠の編集形式に従い、33項目の内容を網羅す る新たな組合せ式税金・費用支持政策ガイドラ インを作成した。

法令名:郷村振興の支持にかかる税金・費用優

遇政策指針

公布部門: 税務総局

文書番号:-

**発布日:**2022年5月21日

施行日:-

概要等:一部の農林余剰物を原料として燃料・電力・熱力を生産する場合には、増値税の100%につき即時徴収・即時還付を実行し、一部の農林余剰物を原料としてファイバーボード等の資源総合利用製品を生産する場合には、増値税の90%につき即時徴収・即時還付を実行し、廃棄動植物油を原料としてバイオディーゼル及び工業級混合油を生産する場合には、増値税の70%につき即時徴収・即時還付を実行する。

法令名:「資産管理商品関連会計処理規定」の

印刷発布に関する通知

公布部門:財政部

文書番号: 財会[2022]14号 発布日: 2022年5月25日 施行日:-

概要等: 資産管理商品は、「企業会計準則第30号--財務諸表の表示」(財会[2014]7号)及び「企業会計準則第37号--金融商品の表示」(財会[2017]14号)等の関連する準則の要求に従い表示をしなければならない。

#### その他

法令名: 中共中央弁公庁及び国務院弁公庁の 印刷発布による「県城を重要な媒体とする都 市・鎮化建設の推進に関する意見」

公布部門:中共中央弁公庁·国務院弁公庁

文書番号:-

公布日: 2022年5月6日

施行日:-

概要等: 県城 (県政府の所在地) の定住制限政策の撤廃を全面的に具体化し、安定した就業生活をする外来人口と当該地の農業移転人口の定住を平等に扱うことを確実に保証する。新規定住人口と県城住民とが同等の公共サービスを享受することを確実に保証し、農民工等の非戸籍常住人口が教育、医療、住宅保障等の基本的公共サービスを均等に享受することを保障する。新世代の農民工を重点として社会保険加入の拡大を推進し、企業が農民工のため従業員養老、医療、労災、失業、出産等の社会保険料を納付する責任を全面的に具体化し、柔軟に就業する農民工が規定に従い従業員基本医療保険及び都市・鎮従業員基本養老保険に加入するよう合理的に誘導する。

法令名:銀行業・保険業による都市建設及び整備の支援に関する中国銀保監会の指導意見

公布部門:中国銀保監会

文書番号:銀保監発[2022]10号

公布日: 2022年5月6日

施行日:-

概要等:銀行保険機構がリスクにつきコントロール可能でビジネスが持続可能であるという前提の下で、県城建設において脆弱部分の補強及び弱い項目の強化を支援することを奨励し、都市・農村公共サービス施設、環境インフラ、市政公用施設、大衆に利便をはかる生活圏施設、産業付帯施設、県城商業拠点施設の建設を推進

し、国家都市・農村融合発展試験区を重点とし、 都市インフラの農村への延伸を支持し、都市・ 農村の水力、電気、道路、ガス、熱、汚水・ゴミ処 理、旅客運送サービス及び物流配送の一体化発 展を推進し、都市・農村の教育、医療、養老等の 公共サービスの包摂共有を促進する。

法令名: 差別化住宅信用貸付政策の調整に関係する問題に関する中国人民銀行及び中国銀行保険監督管理委員会の通知

公布部門: 中国人民銀行·中国銀行保険監督管 理委員会

文書番号:銀発[2022]115号 公布日:2022年5月15日

施行日:-

概要等:ローンにより普通自己居住住宅を購入する住民家庭に対し、1軒目の住宅の商業性個人住宅ローンの利率の下限については、相応する期間のローンプライムレートから20ベーシスポイント下回らないように調整し、2軒目の住宅の商業性個人住宅ローン利率政策の下限については、現行規定に従い執行する。

法令名:「財政支援により炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラル業務を適切にすることにかかる意見」の印刷発布に関する通知

公布部門:財政部

文書番号: 財資環[2022]53号 公布日: 2022年5月25日

施行日:-

概要等: 2025年までに、財政政策の手段を絶えず豊富にし、グリーン・低炭素発展に有利である財税政策の枠組みが初歩的に確立され、各地区・各業種がグリーン・低炭素へのモデルチェンジを加速させることを力強く支持する。 2030年までに、グリーン・低炭素発展に有利である財税政策体系が基本的に形成され、グリーン・低炭素発展を促進する長期的メカニズムが段階的に確立され、炭素排出ピークアウト目標の順調な実現を推進する。

法令名: 国務院弁公庁の転送発布による、新時代・新エネルギーの質の高い発展の促進にかかる実施方案に関する国家発展改革委員会及び

国家エネルギー局の通知

公布部門:国務院弁公庁

文書番号: 国弁函[2022]39号

公布日: 2022年5月14日

施行日:-

概要等: 貿易構造を持続的に最適化し、高品質、高技術かつ高付加価値のグリーン製品貿易の発展に力を入れる。省エネルギー環境保護製品及びサービスの輸出入を強化する。グリーン技術の科学技術的難関攻略及び普及応用を強化し、基礎研究及び最先端技術の配置を強化し、先進的な適正技術の研究開発及び普及を加速させ、企業が低炭素、省エネルギー、節水及び環境保護の材料及び技術プロセスを優先的に採用することを奨励する。

**法令名:** 中国証券監督管理委員会/香港証券及 び先物事務監察委員会連合公告

公布部門: 中国証券監督管理委員会・香港証券 及び先物事務監察委員会

文書番号:-

公布日: 2022年5月27日

施行日:-

概要等: 2021年12月、上海証券取引所、深圳証券取引所、香港連合取引所有限公司、中国証券登記決済有限責任公司及び香港中央決済有限公司は、ETFの相互接続全体方案への組入れについて合意に達した。ETFが相互接続に組み入れられた後、内地及び香港の投資家は、現地の証券会社又はブローカーを通じて、所定の範囲内にある相手方の取引所に上場されている株式及びETFファンドを売買することができる。

法令名:「証券登記決済管理弁法」 公布部門:中国証券監督管理委員会

文書番号: 証監会令[第197号] 公布日: 2022年5月20日

**施行日:**2022年6月20日

概要等: 証券取引所及び国務院が認可したその他の全国性証券取引場所で取引される株式、債券、預託証券、証券投資ファンド、資産担保証券等の証券及び証券デリバティブ商品品目の登記決済について、この弁法を適用する。

法令名:世界に向けた広東・香港・マカオ全面 合作を広州南沙において深化させることにかか る総体方案の印刷発布に関する国務院の通知

公布部門:国務院

文書番号: 国発[2022]13号

公布日:2022年6月6日

施行日:-

概要等: 南沙のハイテク関係重点業種の企業について、欠損繰越年数を更に延長する。 先行始動区の奨励類産業企業について軽減して15%の税率に従い企業所得税を徴収し、かつ、手続に従い優遇産業目録を制定する。 条件に適合する香港・マカオ投資家が法により証券会社、先物会社、ファンド会社等の認可金融機構の設立を申請することを支持する。

法令名:ブロックチェーンの司法応用の強化に

関する最高人民法院の意見

公布部門:最高人民法院

文書番号:法発[2022]16号

公布日:2022年5月23日

施行日:-

概要等:市場監督管理、財産権登記及び取引プラットフォーム等のブロックチェーンプラットフォームとのチェーンを跨ぐ協同応用メカニズムを構築し、企業の基本情報、企業持分の変動、企業間の関連関係、不動産及び動産の権利帰属状況、ファイナンスリース、貴金属取引等の権利帰属登記及び取引状況情報に対する照会・確認検査をサポートし、権利帰属の認定及び財産権取引のため利便を提供し、データ及び信用に基づく分級分類監督管理体系の建設を促進し、国のビジネス環境の建設に更に奉仕する。

法令名: 「反独占法」の改正に関する全国人民 代表大会常務委員会の決定

公布部門:全国人民代表大会常務委員会

文書番号:-

**公布日:**2022年6月24日 **施行日:**2022年8月1日

概要等:第1条における「市場の公平競争を保護し」の後に「イノベーションを奨励する」を追加する。次の一条を追加し、第9条とする「経営者

は、データ及びアルゴリズム、技術、資本優位性 並びにプラットフォーム規則などを利用して、こ の法律が禁止する独占行為に従事してはならな い。」。

法令名:データ出境安全評価弁法

公布部門: 国家インターネット情報弁公室

文書番号:第11号令 公布日:2022年7月7日 施行日:2022年9月1日

概要等: データ出境活動を規範化し、個人情報にかかる権益を保護し、国の安全及び社会公共利益を維持保護し、かつ、データの国境を跨ぐ安全及び自由な流動を促進するため、「ネットワーク安全法」、「データ安全法」、「個人情報保護法」等の法律法規に基づき、この弁法を制定する。

法令名:製造業の質の高い発展への金融の奉 仕を更に推進することに関する中国銀保監会弁 公庁の通知

公布部門:中国銀保監会弁公庁 文書番号:銀保監弁発[2022]70号

公布日: 2022年7月4日

施行日:-

概要等: サプライチェーン金融サービスを積極的かつ安定的に発展させ、制造業産業チェーンの中核企業に依拠し、リスクを効果的に制御した上で、データ及び情報の共有を強化し、売掛金、在庫及び倉庫証券の質権設定融資等の方式を運用し、産業チェーンの川上・川下企業に便利で迅速な金融サービスを提供する。保険資金は、リスクコントロール可能・商業の自主という前提の下、株式、債券、私募ファンド、保険資産管理商品等の様々な形式への投資を通じて、先進製造業及び戦略的新興産業の発展のために長期的かつ安定的な資金支援を提供しなければならない。

法令名:「航空貨物ステーション貨物受取業務

規範」の印刷発布に関する通知

公布部門:中国民用航空局 文書番号:民航規定[2022]25号

公布日:2022年7月15日

施行日:2022年10月1日

概要等: この規範は、航空貨物ステーションの 貨物受取業務に標準及び指針を提供し、かつ、 局側の監督管理職責の履行に根拠を提供する。 貨物ステーションの経営者は、分級分類、グリー ンゲート等の措置を講じ、貨物受取待ち時間を 可能な限り短縮し、貨物受取サービスの体験を 向上させることができる。

法令名:「エネルギー業種市場主体信用データリスト(2022年版)」及び「エネルギー業種市場主体信用行為リスト(2022年版)」の印刷発布に関する国家エネルギー局の通知

公布部門:中国銀保監会弁公庁

文書番号: 国能発資質規[2022]75号

公布日:2022年7月16日

施行日:-

概要等: エネルギー業種市場主体信用情報の収集及び共有を更に規範化し、かつ、信用分級分類監督管理を推進するため、「信用失墜拘束制度を更に完全化し信義誠実建設長期効用メカニズムを構築することに関する国務院弁公庁の指導意見」(国弁発[2020]49号)、「国家発展改革委員会及び人民銀行の印刷発布による『全国公共信用情報基礎目録(2021年版)』及び『全国信用失墜懲戒措置基礎リスト(2021年版)』」(発改財金規[2021]1827号)等の文書の要求に基づき、「エネルギー業種市場主体信用データリスト(2022年版)」及び「エネルギー業種市場主体信用データリスト(2022年版)」及び「エネルギー業種市場主体信用行為リスト(2022年版)」を編制し、ここに印刷発布し、実施する。

法令名:保険資産管理会社管理規定 公布部門:中国銀行保険監督管理委員会

文書番号: 2022年第2号令 公布日: 2022年7月28日 施行日: 2022年9月1日

概要等:「保険資産管理会社管理暫定施行規定」 (保監会令[2004]2号)、「『保険資産管理会社 管理暫定施行規定』の関係規定を調整すること (に関する通知」(保監発[2011]19号)及び「保険 資産管理会社の関係事項に関する通知」(保監 発[2012]90号)は、同時にこれらを廃止する。 法令名:理財会社内部統制管理弁法

公布部門:中国銀行保険監督管理委員会

文書番号: 2022年第4号令 公布日: 2022年8月22日 施行日: 2022年8月22日

概要等:「銀行業務監督管理法」等の法律法規及び「金融機構資産管理業務の規範化に関する人民銀行、銀保監会、証監会及び外貨局の指導意見」(銀発「2018]106号) に基づき、この弁法

を制定する。

JBIC中国レポート | 2022年度 3号 JBIC中国レポート | 2022年度 3号 49

## バックナンバーのご紹介



下記以外にも2015年度以降の全号を、弊行ホームページでご覧ただけます。

https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china.html











2022年度 第2号

2022年度 第1号

2021年度 第4号

2021年度 第3号









2020年度 第4号

2020年度 第3号

## JBIC 中国レポート

株式会社国際協力銀行 北京代表処 中華人民共和国 北京市建国門外大街2号 銀泰中心C座 2102号 TEL:+86-10-6505-8989 FAX:+86-10-6505-3829 E-MAIL: yyybjg@jbic.go.jp

本レポートは株式会社国際協力銀行 北京代表処が日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立ちそうな経済、投資、金融、税制 にかかる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本誌に記載されている記事などの内容や意見は、執筆者個人に属し、国際協力銀行の 公式意見を示すものではありません。当代表処は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。

JBIC中国レポート 2022年度 3号 JBIC中国レポート 2022年度 3号 51

